# 令和4年定例会3月会議

# 豊浦町議会会議録

令和4年3月9日(水曜日)

午前10時00分 再開

午後2時55分 散会

# 令和4年定例会3月会議

# 豊浦町議会会議録

令和4年3月9日(水曜日) 午前10時00分 再開

◎議事日程(第2号)

再開宣告

開議宣告

日程第1 一般質問

散会宣告

◎出席議員 (7名)

議長8番根津公男君 副議長7番 石澤清司君

1番 山 田 秀 人 君 3番 小 川 晃 司 君

4番 勝 木 嘉 則 君 5番 大 里 葉 子 君

6番 渡辺訓雄君

◎欠席議員(1名)

2番 木 村 辰 二君

◎説明員

町 村 井 洋 一 君 長 育 長 朋 行 君 教 吉 田 総 務 課 長 本 所 淳 君 町 民 課 長 長谷部 晋 君 光 課 業観 長 藤原 弘 樹 君 産業観光課長補佐 堀 克吉君 生. 涯 学 習 課 長 杉 谷 佳 昭 君 総合保健福祉施設事務長 井 上 政信君

総合保健福祉施設事務次長 高橋美香君

◎事務局出席職員

事 務 局 長 荻 野 貴 史 君 書記(会計年度任用職員) 熊 坂 早智恵 君

#### ◎再開宣告

○議長(根津公男君) 皆さん、おはようございます。

これより、引き続き定例会3月会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は7名であり、法第113条の規定による定足数を満たしております。 よって、会議は成立いたします。

#### ◎開議宣告

○議長(根津公男君) これより、本日の会議に入ります。

#### ◎一般質問

○議長(根津公男君) 日程第1、これより一般質問に入ります。

本定例会における一般質問は、2名の議員から11件の通告がありましたので、順次発言を許します。

なお、一般質問につきましては、一問一答方式となっておりますので、あらかじめご了承を お願いいたします。

また、制限時間につきましては、町長等の答弁時間を除く60分以内となっておりますので、 併せてご承知おきをお願いいたします。

初めに、渡辺訓雄議員の発言を許します。

渡辺議員は、質問席に移動願います。

渡辺議員。

○6番(渡辺訓雄君) おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、4点についてお尋ねいたします。

今朝の民報、あるいは道新にも昨日の行政報告なども含めて、また新たな副町長の思いの内容も含めて記事になっておりました。

町民にもおわび、あるいはこの不法投棄の犯罪、まだ容疑ではありますが、それらの内容も ちらっと載っておりましたけれども、ワンパターンだなと。あれでは町民に真実は分かりにく い、そんな思いで拝見いたしました。

それでは、1点目でございます。

漁業系廃棄物の業務委託をしているわけでありますが、様々な事情で、マスコミにも、漁協 も書類送検ということになっています。

それで、タイトルは、契約書条文の精査等についてであります。

先に質問は通告してありますので、回答もいただいております。でも、これも規則でありま すので、この場でお尋ね申し上げます。

町有地等に無断で犯罪ともなる不法投棄について、下記事項の答弁を求めます。

これについては、3月3日の書類送検の前に、先月の21日に提出してあります。その答弁に 多少の思い違いはあっても、それは別として、再質問なども含めてお尋ね申し上げます。

一つ目は、委託者の豊浦町と受託業者(いぶり噴火湾漁業協同組合)は、業務遂行に際し、 契約書条文を精査し、相互に検証されたか否か、責任なども含めて認識していたかについて答 弁を求めます。

二つ目は、条文に違反する行為はあるか否か、同様に責任と認識について求めます。

三つ目は、町としてチェック不足等はあったか否か、認識も含めてお尋ね申し上げます。 以上であります。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 1点目でございます。

漁業系廃棄物業務委託契約書条文の精査等についてお答えいたします。

1点目につきましては、例年同様に、受託業者でありますいぶり噴火湾漁業協同組合と、契約内容につきまして合意の上、契約を取り交わしておりますので、業務遂行に問題ない内容であると認識しておるところでございます。

2点目、3点目につきましては、以前と同様の答弁となりますが、捜査に影響する内容でも あると思われますので、現在、捜査継続中であるため、答弁は差し控えさせていただきたいと 思います。ご理解をお願い申し上げます。

以上でございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **〇6番(渡辺訓雄君)** 町長も、町民にもっと今までの経緯もお話ししたい、そして、おわびの文書も出したい、そういう心の内は分からないわけでもありません。

でも、町長、捜査はおおむね終了したと思っていませんか。捜査が終わって書類送検されたのですね。町長、書類送検されたのですよ。そして、7名は容疑をおおむね認めているのですね。そういうところから言うと、今でも捜査しているという、そういう思いで認識されているのですか、まずはそれをお尋ね申し上げましょう。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** まず、警察のほうの捜査は終了して、それが検察のほうに行ったということが書類送検ということでございます。

その検察に行った書類について、今度は検察が再び捜査するなり、事情を調べるなり、確認しながら、いわゆる捜査に当たるものだというふうに認識してございます。そういった観点から、まだ検察の捜査が、警察から書類を送られてきて確認したり、またいろいろな状況を確認しながらそれに当たるということだと、私はそういうふうに認識しておりますので、まだ検察のほうの捜査中ということに当たるのではないかというふうに思ってございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 町長、私と2人で憶測というか、司法の免許がない者同士でくだらない議論をする気はないのです。

後でまた申し上げますが、STVのテレビも見ましたよね。うちでも録画してありますけれども、新聞記事も余分なことは書かないのです。道警の発表、ちゃんと枠にはまった必要以外のことは書かない、そういうルールになっているのを私は把握していますし、それを前置きにして、私が言っているのは、捜査中、検察庁の司法の判断は、それはそれでいいでしょう。前にもありました。12月も9月もみんな捜査中ですよ。捜査中ですという答弁ですよ。私のこの取組は、6月、9月、12月ともう3回やっているのです。

このたびの受託者との契約条文、町長、昨日のしおさいの協定書ではありませんが、協定書 を見ていますね。まず、お尋ねします。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 協定書といいますか、漁業系廃棄物処理施設管理運営業務委託契約書 ということかと思います。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。

- 〇6番(渡辺訓雄君) 熟読していますか。
- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** このことにつきましては、確認しているところでございます。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 誰がいいとか悪いとかではなくて、条文をやはり精査するべきではないのか。

それから、次のコンプライアンスもそうなのです。これもみんな連動するのでありますが、昨日の行政報告の中で、もうやってしまったことは仕方がない、小学生や子どもではないのだから、司法に基づいて、不起訴になるか、起訴になるか、意見書についていた厳重処分ということになるか。それは別問題として、それをよく受け止めて、職員もそうだけれども、責任者なのですから、町長もそうです。次に、やはり切磋琢磨をし、そして、コンプライアンス、そういうものを守りながら、やったことについてはやったこととして、やはり公僕として、そういうふうな職員になってもらいたい。私も人のことを言うのは簡単でありますが、私も100%善良ではないわけでありますから、人間ですから、多少勘違いをすることもあるでしょう。

町長、それを前置きにして、第10条の遵守事項とありますが、その辺の解釈はいかがですか。 平たく言うと、私も調べてきたのだけれども、委託業務は、常に善良な管理者として、注意 をもってこれを行い、遵守しなければならないと規定されているのです。

そして、委託する業務内容は、漁業系一般廃棄物なのです。運搬及び処理です。そして、これは町が委託していても、一般廃棄物は町が責任を持って管理しなければいけないのです。ホタテ漁家の方々の直接の責任ではないのです。なぜかというと、使用料を払っているのです。

そういう意味で、条文を令和4年度も逐次、漁業も継続していかなければならないわけですから、出荷も何もかもね。そんなところも言葉足らずのところもあるかも分かりませんが、そうしたら、今まで規則どおりお互いにチェックしていれば、脇が甘かったのではないか。そして、再発防止、再発防止などと言っているけれども、やはり責任者がしっかり検証して、担当の者と連携しながら、あるいは委託業者とも連携しながら、契約書に基づいてやるのが、あなたの仕事ではないですかということをお尋ねしているのですよ。

その辺の認識はいかがですか。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 今回のことを受けて、契約書で言う甲と乙、町といぶり噴火湾漁業協同組合と何回も協議をしております。その中で、当然のことながら、契約書に沿ったことも、当然、協議の中に入ってございます。

一般廃棄物ということでございますけれども、最終的には、町が責任を持ってしなければならない。また一方では、生産する業者の責任もあるということでございます。最終的には豊浦町が責任を持つのが一般廃棄物というものであるというふうに押さえてございます。そういったことから、組合のほうと協議を進めてきております。当然のことながら、この契約書に沿ったもろもろについて話し合われた状況でございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** それで、町長、非常に言いにくいこともあると思う。そうではなくて、町長も言いにくいかもしれないけれども、後ろにいる両名だって、藤原産業観光課長さん、堀産業観光課長補佐さんも、いずいところがいっぱいあると思う。家族もいるわけだろうし、様々なことを思い、心中を察すると、そう思う。そういうことは、お役所は仕方がない。

昨日の行政報告の中に、道に副町長のお願いに、今回の書類送検などを含めて説明に行くと

言うのだよ。それはいいでしょう。

町長、一番説明をしなければならないのは、町民ではないですか。なぜそのぐらいの力量や 度量がないのですか。何が捜査中で言えないのですか。

今、例えば、私が言った委託契約書のことは、町長も認識していると言っていました。私は認めるけれども、それならば、こういう答弁は書かないでくださいよ。繰り返しますけれども、捜査中なのでできませんと、それはやはりリーダーとして無責任です。所管の人もどう思っているかは分かりません。

そんなことを前置きにして、町長、第11条に契約の解除とありますが、その辺の認識はどうですか、こういう状況で。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** この契約について、先ほども言いましたけれども、その中身についても協議を進めてきた、確認してきたところでございます。

これらについて契約の解除、第11条、この義務を履行しないときは解除することができるというふうになっております。これらを再度検証して、お互いに確認しながらこれから当たっていきたいというふうに思ってございます。

なお、当然のことながら、双方、協議の中で至らなかったところもあったというのは否めないわけでございます。そういったことも含め、これから協議を重ねていきたいと思ってございます。

なお、町民への説明ということでございますけれども、先ほど言いましたように、今お話しできるところを、町民の方へおわびという形でさせていただいております。

書類送検されたという内容につきましても、我々はまだどのような内容になっているのかということも計り知れないわけでございますので、今言えることをお知らせしているというところで、ご理解をお願いしたいというふうに思ってございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **〇6番(渡辺訓雄君)** 町長の思いは本当に分かりますから、言えることも、言いたいけれども、言えない。そんなこともあると思う。

でも、もう書類送検が終わったということだけは認識してください。あとは司法の判断ですから、私の思いですよ、私の思い。初犯だし、不起訴で終わればいいなと思っている。略式で、罰金刑になるか、ならないかは分からないけれども、私はそういうやったことに対して、くだらないことを何回も言うようですけれども、仕方がないと。あとは公僕として、勝っておごらず負けて腐らず、そういう言葉もありますが、それは謙虚にお互いに受け止めて、そして、人間らしさを持って職員も前進してくれればいいなと私は思っています。

それで、町長、両罰規定とありますが、今、豊浦町は送検されていないのですよ。投げたほう、あとは役場の副町長以下3人で、役場関係はいないのですよ。ただ、豊浦町に勤務していることは間違いないのですよ。その中で、両罰規定というのはご存じですね。

平たく言うと、町長は、書類送検されて、検察庁で何らかの犯罪行為になれば、町長まで責任が行くことは分かっていますよね。

その思いと認識だけ、先にお尋ねします。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 両罰規定というのは、町と個人といいますか、それぞれということでございます。

それについて、両罰規定というのは、ある程度、全部ではないにしても、両罰規定があると

いうことは認識してございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) それで、判決はまだ時間がかかるだろうけれども、昨日も行政報告で、適切な対応、あるいは自らの責任の所在を云々かんぬんと言及しているわけだ。私も行政報告の中で、そういう状況になったときには、司法の判決が出たときには、私も判決は最小限という気持ちで、自分では思っていますが、そういう判決が出たときに、状況に応じては、今、自分の処分は、昨日も言っていましたけれども、適切な対応ということだけれども、ただ減給とか、そんなものでは済まないと私は思うのです。一旦、そのときは辞職して、再度、町民の審判を仰ぐ、そんな志はありますか。
- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- ○町長(村井洋一君) 判決になるか、ならないか、両罰規定のこともございます。 そういったことを確認するといいますか、そういった状況になれば、そういった状況でふさ わしい責任の取り方というのは、やはり取っていくという思いでございます。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** 今回の件と本当に連動するのですが、漁協との委託契約の中で、今、お話させてもらっていますが、昨日の行政報告などなども含めて、私への答弁では、捜査中なので控えたいということでありますが、それは私がおかしいと思うから、今、契約の条文で質疑、議論をしたのです。

その中で、今回、町長が町民にもおわびをすると、ただのおわびではなくて、起承転結、いきさつ、書類送検に当たった起承転結なども書いて、おわびの中に入れて配布できますねということをお尋ねします。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- ○町長(村井洋一君) いきさつについて、今、書類が検察のほうに行ったということでございます。それぞれ違うといいますか、判断の下で書類送検されているということでございます。その中身について、現時点では計り知れないといいますか、確認がこちらとしてもできないわけでございます。そういった状況といいますか、検察のほうでこれから精査をするというふうに考えておりますので、そのいきさつ等々につきましては、まだ時間がかかるのかなという思いでございます。

当然、そういうような時期が来た場合は、いきさつ、今分かっていることは、高岡の町有地 に不法投棄をしたということでございます。

それらの中身について、また新たな状況といいますか、そういったことが分かりましたら、 現時点では、捜査中ということで私も認識しておりますので、現時点ではなかなか難しい。そ ういうことになれば、そういう段階になれば差し支えない程度で、町民の方に説明をしていか なければならないという思いでございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) これもくどいようだけれども、関連があるから今まで質疑や議論をしてきたことがあった。

町有地に捨てたというのには、いろいろな理由があったのですよ。発見者も町長に言っていますし、町長にも私のほうから連絡していますし、副町長にも5月22日に連絡をしていますし、何回もいろいろなやり取りがあった。そのときは確かに捜査中だったから、約半分以上、50歩も80歩も下がっていましたけれども、そのときも複数人が関わっているから言えないのだと。それはそれでいいですよ。でも、それはみんな明らかになっているのだ。7人はおおむね容疑

を認めているのだ。そういうことも認識しておいてください。

それで、町長、そんなに何を恐れているのかなと思うのだけれども、STVで約10分前後の 放映を見ましたよね。見ていませんか。

インタビューも出ましたから、まずは聞きましょう。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- 〇町長(村井洋一君) STVの話ですか。
- ○6番(渡辺訓雄君) テレビ放映は見ていなかったの。
- ○町長(村井洋一君) STVは見ていなかったかと思うのですけれども、ほかのチャンネルを見ていたのかもしれませんけれども、はっきり言って、それどころではなかったという気持ちでおります。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番 (渡辺訓雄君) おわびの文章の中で乖離があったから、おわびの文章を町民に出すと言うから、本来は、道に副町長を頼みに行くよりは、道にいろいろな今回の不法投棄などなどの書類送検も含めて、近々行くような話、行政報告で昨日はありましたよね。ここにありますけれども、私はそんなことよりも、それも一つの仕事として町長がすることはいいですよ。誰と行く、行かないは別問題として、少しでも起承転結を分かりやすく、町民におわびの文書を出してあげたほうが、町長が光るよという、私の思いだと。様々だから、光らないかもしれないよ。

町長にもいい側近がたくさんいると思う。良識や常識のある方、それらともいろいろな相談 もしていると思うが、していないかもしれないけれども、何でもかんでも1人でできるかとい ったら、そういうものではない。人間、孤独な気持ちになることも知らないわけではない。

それで、説明しますが、3月3日の夜6時過ぎにSTVで放映されているのですよ。私も昨日、復習しました。6時頃です。一番最初に、顔はぼかしていますが、町有地にタンクローリーを置いて入れているのが放映されていたのです。それから、ここに書いておきますけれども、そのタンク車も町長の許可がなければ、一般廃棄物の投入ができないはずですよね。そこを誤解されたら困るので、そこを聞きましょう。

町有地にプラスチックのタンク、何千リットルというやつで、排出業者がタンクローリーで入れていた。放映されていたやつを見ていますよね。それと同時に、それを入れるということは、収集運搬の許可も持っていなかったらできないはずですよ。町長、それは認識していますよね。それは町長の認可がなければできないはずですよ。

私の言っていることが間違っていたら、言っていただきたいし、入り口から乖離があるとまずいので、まずはそこのところをお尋ねしましょう。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- ○町長(村井洋一君) 初めに言いましたとおり、私はまだ捜査中であるという認識でございます。

そういったことについては、発言は控えさせていただきたいというふうに思ってございます。 現在、検察のほうで確認をしながら捜査をしているという私の認識でございますので、ご理 解をいただければなというふうに思ってございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **〇6番(渡辺訓雄君)** 捜査は終わったのだということを言っているのですよ。容疑だけれど も、あとは司法の判断だと。
  - 一般廃棄物だから、結果として書類送検されたけれども、一般廃棄物は町の責任です。汚水

や残渣物の車での運搬は、町長の許可がなければできないのだよということを私は申し上げているのです。

まず、それはそれで、町長の顔を見ただけでも、なんとなくいずいのは分かりますので。

それから、その流れですが、無理無理に、私のところにその場所を案内してくれませんかと、 テレビ局三、四社から電話があったものだから、町有地なのだから、町に案内してもらいなさ いと言いました。対応が明確に教えてもらえなかったと。言葉の違いはあるかもしれませんよ。

そして、発見者から私は聞いていましたから、そこを案内してもらった。だから、私も載っていますよ。放映されています。 3 秒いたら窒息しそうだと。事実、そうだったからね。そういう場面も出ているのです。

それから、数か月後かは知らないけれども、副町長や藤原産業観光課長のインタビューも載っています。副町長は、当たり前にいろいろな言動を言っていましたけれども、藤原産業観光課長は、捜査中なのでお話できませんと、そういう流れもあったのですよね。それから、漁船で養殖場の方のコメントも載っていました。ザラボヤなど、外来種も含めて、そういうものも載っていました。原因はなかなか分からないのだと。

でも、そういう状況が放映されるということは、プラスに考えれば、私はいいのではないのかと。そして、噴火湾をちゃんと漁業振興、あるいは生産のために、ともに検証して、ともにルールを守りながら、また噴火湾でいろいろな対応ができるのではないのかと。私はいいことだと思っています。人の責任でするのではなくて、お互いに次のステップに取り組むと。

3日の日、それには町長のコメントも載っていましたよ。ハザカプラントの許容範囲内で処理すべきだったなどと、こんなコメントも記憶にありませんか。

まずはそこをお尋ねしましょう。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** ハザカプラントでございます。通常は3,000トン、最大で5,000トンということでございます。

年々、ザラボヤをはじめ、残渣物が多くなってきたということで、許容範囲を超えてきていたということの、コメントをさせていただいたということでございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- 〇6番(渡辺訓雄君) 了解です。

そこはずれていなくて、処理能力も含め、ちゃんと自分で覚えているのですね。

でも、町有地で通報があったから、そのときにストップしてもよかったのですよ。なかなか気がつかないところですから、それがそのままだと、もっともっと拡大していったでしょう。

それと同時に、私は前にも言っていましたけれども、土壌改良などなど、処理復元に幾らかかるのか、いつやるのか、検証はやりましたか。

そこをお尋ねします。 (「町をよくするための質問に変えたらどうですか」と言う人あり)

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- ○町長(村井洋一君) 現時点でまだ行ってございません。

残渣水の影響がどの程度なのかということも、土壌を見てみないと分からないのかなという、 現時点でそういう思いでございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **〇6番(渡辺訓雄君)** 横やりが入って、私に町をよくする質問に変えたらいいのではないですかとあの人は言うのだけれども、気持ちは分かるのだが、性格が違うし、あなたに聞いているわけではないのだから、邪魔をしないでください。

それから、町長、新聞に共謀と書いてありますが、共謀というのは分かりますよね。 お尋ねしましょう。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 共謀ということですか。

私はいつの新聞なのか、どういう書き方なのかというのを見てみないと、確認しないと分かりません。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- 〇6番(渡辺訓雄君) 見せましょう。
- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 7人の送検容疑は共謀してということで、記事になっているということでございます。

今、確認します。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) そんなことで、重箱の隅をつつくわけではないけれども、私がこれをなぜ言ったかというと、おわびを出すのであれば、余計なことは別だけれども、こういういきさつで、時系列、起承転結を出したほうがいいのではないですか、出すべきだというときに、そっちがいずいことがあることも分からないわけではないけれども、副町長を依頼するのに、道に説明しに行くよりは、町民に説明をすることが先ではないですかと言ったときに、大きな乖離があったから、STVで放映されたやつを見て、私は町長にお尋ねしているだけなのです。今見ましたよね。共謀という意味は分かりますね。

お尋ねします。 (「共謀は、一緒になって悪いことを計画するということ」と言う人あり)

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- 〇町長(村井洋一君) いやいや、共謀くらいは分かりますよ。

今言われたように、共謀ということでございます。

ただ、どの時点で共謀があったのか、ないのかということも確認しなければならないし、この新聞の記事について確認をしなければならないということです。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **〇6番(渡辺訓雄君)** 町長も一緒になってと、そういうことではない。そういう活字がありましたよと、そういうことをお尋ね申し上げているのです。言うほうも少しは心情があるのです。全て悪く受け取らないで、そういうふうに思っておいてください。

共謀と書いてありますけれども、共謀罪にならなければいいという、そういう思いも思って 申し上げたのです。

そんなことはおわびの中に書くことはないけれども、起承転結ぐらいは書いておいてください。くどいようだけれども、7人はおおむね認めているのだから。

それから、これとは別でありますが、当初から礼文で4月に捨てているのだから、町長、それもご存知ですよね。

お尋ねします。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 先ほども言いましたように、町有地に残渣水を捨てたということであるというふうに認識をしております。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **〇6番(渡辺訓雄君)** だから、礼文に残渣水を排水ますでも何でもいいが、ハザカプラント

から出る汚水を捨てていたということは、町長は知らないということでいいですね。 そこをお尋ねしましょう。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** それも今、捜査に関わることになるのかなというふうに思ってございます。ですから、そういったことには、まだ話は控えさせていただきたいというふうに思います。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **〇6番(渡辺訓雄君)** 町長の気持ちは、くどいようだけれども、分からないことでもないのだ。

そんなことで、今、STVの流れとこの組合の契約、様々にお尋ねしたけれども、なかなかああいう処理をしていくためには、漁協に委託することが一番望ましいと私も思っていますよ。 そして、ハザカプラントでも、なんぼ発酵させても臭いのする、そういうところで働く人の気持ちも分からないわけでもない。みんなそれぞれ難儀していると思いますよ。でも、結果は結果だ。

だから、そういう契約書をちゃんと熟読して、お互いに連携してやってほしい。また、働く人も、管理する側も、責任者もやはりそこの記述が機能するように、理由は最初のときに言っていましたよ。ブロアーがどうのこうのとか、9月までに対応したいとか、いろいろ言っていましたけれども、もう2月ですから少しはやっているでしょう。

そういう総合的に、この契約書と施設も含めて、最後に町長の脇の締め方をお尋ねしましょう。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 豊浦町のハザカプラントの施設であります。

豊浦町といたしましては、主に豊浦は噴火湾のホタテ養殖の発祥の地ということでございます。それに伴って出てくる残渣物及び残渣水について、噴火湾の環境を守ろうということで、できるだけその残渣物を処理しよう、また残渣水も一緒に処理しようという、噴火湾の環境を守るということで、施設整備に当たったというふうに思っております。

先ほども言いましたように、その残渣物について、毎年変化はありますけれども、非常に雑物が多くなってきた。それに伴って残渣水が増えてきたという状況になってきたということでございます。

漁協も町もそういった状況を見ながら、何とか海の環境を守っていかなければ駄目だということで処理して、それなりの経費もかけてやってきているという状況でございます。私としては、そういった経緯を踏まえ、それらの増えてきている雑物、残渣水の適切な処置に対応できるようにしていかなければならないというふうに思ってございます。

現在、発酵促進に向けて残渣水を散布し、またタンクで貯留しているということで、現在進めております。できるだけ早く、それらを含めて処理できる施設整備に取り組んでいかなければならないという思いでございます。

今後とも、漁協をはじめ、関係機関と連携をしながら適切な処理の在り方について、今、早 急に取り組んでいるところでございますけれども、施設整備についても当然のことながら、で きるだけ早急に図られるように取り組んでいきたいというふうに思ってございます。

そういったことをやることによって、豊浦の特産品である養殖ホタテ、これらが発展できますように、併せて漁業が発展できるように取り組んでいかなければならないという思いでございます。

以上でございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) ごもっともな町長としての姿勢は受け止めました。

ただ、いつも言葉の中に早急に取り組みます、改善しますと、もうワンパターンで口癖なのですよね。あれから8か月も9か月も経っているのだ。それが見えないということも私はあるなと。町長、言ってくれる人の話を全部とは言いませんが、そういう話を受け止めて、足したり、割ったり、掛けたり、引いたりしてやる人が、最後は得をするのですよ。私はそう思っている。得をするのだと。目先のことではなくて、言ってくれる人の話をちゃんとしっかりとすると。私はそう思う。早急に早急にと言っているけれども、なかなか進まないなと、そういう思いもあります。

それと、安心・安全なまちづくり、そうは言っても、垂れ流しをするのだから、安全ではないですよね。後手後手ではないですか。

そういうことも含めて申し上げたので、これで終わりますが、最後に気に食わないところが あれば、またお尋ね申し上げたい。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 気に食わないとか、気に入るとかという問題ではなくて、もともと今の施設は水が発生しない施設ということで整備されたということでございます。しかしながら、先ほども言いましたように、残渣物、残渣水が増えたことによって、現実的に水が発生しているということでございます。

まず、水が発生するという許可ももらわなければいけないですし、また施設整備に当たって も、大体二、三か月は書類もかかるというふうに聞いております。

今、そういったことも含めて準備を進めているというところでございますので、普通の状況 と違うということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思っています。

そういった中ではありますけれども、できるだけ早くこれを進めていきたいというふうに思ってございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 最後は、何かやると多少はいろいろな凸凹があるでしょう。

でも、このハザカプラントも村井町長のときではないのです。でも、今言葉に言ったように、 1次産業、ホタテは名産でもあるし、発祥地でもあるとそう言っているのです。でも、やはり そこは町長になった以上は、優先順位をつけて云々といつも言うけれども、やはりその辺は大 所高所に立って、許可もやりやすいような、それこそ仕組みづくりをしていくべきだと。腹の 中では、何だ渡辺と思うかもしれないけれども、そう思うなら思って結構ですが、それを最後 に、質問を終わります。

言いたいことがあれば、後でまた聞きたいと思います。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 議員におかれましては、非常にご心配をされているということでございます。

大変ありがたく思っているところでございますし、またこちらとして、いろいろな状況といいますか、書類の整理だとか、整備に向けて取り組んでまいります。そういったことが整いましたら、皆さん方にまたお知らせ、報告、協議をさせていただきたいというふうに思ってございます。

最後には、当然のことながら議会の議決が必要になってきますので、ぜひともそのときには

ご協力、ご理解をいただければなというふうに、よろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 思いも聞きました。

ただ、困ったときだけ最後に議会の議決ではなくて、事前にちゃんと説明、あるいは報告を しながらやる。そういうプロセスも大事ではないか、それを申し上げて、1点目については終 わります。

〇議長(根津公男君) ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分 再開 午前11時10分

- ○議長(根津公男君) 休憩を閉じて、再開いたします。 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 2点目、現副町長を再任しないことについて。

昨年、一般廃棄物処理法違反で強制捜査の結果もそろそろ司法当局において明らかになると 推測するが、昨年、議会での質問の中で、答弁は、捜査の結果状況で責任等を取るとのことで あったが、このたび、共に苦楽をしてきた女房役を再任しないことについてであるが、捜査結 果後で対応すべきでないのか。

また、特別な町政運営に失態などがあったのか否か、なぜこの時期なのか、先を察すると、 本末転倒であるのではないかと思い、明確な答弁を求める次第であります。

以上です。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- 〇町長(村井洋一君) 2点目でございます。

現副町長を再任しないことについてお答えをいたします。

捜査とは関係しないことでございまして、任期満了ということでございます。

2月24日の議会での行政報告で申し上げましたが、8年間、町民のため、町の発展のために、 副町長としてご尽力いただきましたことに、心から感謝と敬意を表する次第であります。

なお、違反容疑で捜査中でありますので、責任の取り方につきましては、その結果に基づき、 適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 人事権については、私も何も介入する必要はないのであります。 でも、これについては、昔も様々なことがあったのです。

それはそれとして、宿命というか、任期が切れているわけですから、任期切れということで、 宿命というか、運命というか、副町長については、自分で決められないわけだから、執行権者 というかね。それはそれでいいでしょう。

私が言っているのは、まちづくり、人づくり、向こう三軒両隣、基本的には、そういうつながりを持ってしていくことが、スピードに前進していくように私は思っています。

そこで、再任しないことを告示前に言ったか、当選して言ったか、そこのところをお尋ねします。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- 〇町長(村井洋一君) 告示前に言ったか、告示後に言ったかということでございます。

当然、選挙があったわけでございます。どうなるか分からない状況で、そのような発言は不 謹慎だということでございますので、確定後ということになります。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **〇6番(渡辺訓雄君)** 町長になったことがないから分かりませんけれども、宿命なのです。 任期が切れることは間違いないのだと。

でも、この令和4年度予算も含めて、その他もろもろ、言葉は悪いけれども、私は3期目、 当選してもしなくても、3期目は、再任はないですよと。そのぐらいの力量や度量が横綱だっ たらあってもいいのではないかなと、そう思うだけでありますが、100円ライターとは訳が違う のです。

それが、町の将来の人づくり、まちづくりと同時に、人間関係がよくなって、先に言われたら、人間、やはりよく解釈する場合もあるだろうし、横綱になって、当選してから言われると、向こうにも家族がいるだろうし、町長のことだから、思いやりを持ってやっているような気はしますよ。

そういうことであれば、私は人づくり、まちづくり、このたびの派遣によるか、よらないかは分からないけれども、それは結果でありますから、私はそういうものでうまくいってくれることに越したことはないけれども、告示前にそれを言うことが筋ではなかったのかと、そんな思いがあるのですが、町長、平たくでいいですから、お答え願います。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** それは考え方がいろいろあろうかと思います。

私は、先ほども言いましたとおり、そのような時期によって決断したといいますか、繰り返 しになりますけれども、捜査とは全く関係がないことでございまして、あくまでも副町長の任 期満了ということで対応してきたということでございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) なかなかこれも言いにくいでしょう。

ただ私は、副町長は特別職だから、これは運命というか宿命なのです。任期があるからね。 それはそれでいいですが、3期目に受かっても、受からなくても3期目はないよと。そうい うやり方をしたほうがいいと、そういう私の思いです。昔もいろいろとあったのだけれども、 それはそれでいいだろうけれども。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** そういう状況というか、結果的にといいますか、それまで非常に悩み に悩んでいたというのは、事実でございます。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) それについては、それでもう結構であります。

それで、なお、違反容疑で捜査中でありますので、責任の取り方につきましては、その結果 に基づき、適切に対応してまいりたいと考えております。

これは私のほうで、どういうふうに受け止めればいいですか。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 先ほど答弁しましたように、今は書類送検されたということでございます。

その状況、これからの経緯、また結果を十分精査しながら、それに見合った責任の取り方を していくということでございます。

〇議長(根津公男君) 渡辺議員。

**○6番(渡辺訓雄君)** それで、町長には人事権、ましてや選任事項ということで、それは地方自治法で決まっているからいいのですけれども、最後は議会で決めることが最終なので、町長の考え方などなども含めて、豊浦町のために、町長の思いを認識する人は、議員の数は多いので、それは議会で同意されるでしょう。でも、反対者の意見も、話も聞きながら、町長はそういう横綱になってほしいなと思って、そんな思いだけ申し上げます。

それと、退職金の関係ですが、特別職を1期4年間やると退職金が当たりますが、それらも 捜査中で終わってからという、退職組合とのそういう規則というか、対応はどのようになって いますか。

お尋ねしましょう。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- ○町長(村井洋一君) 退職組合のほうは、退職組合ということでございます。 ですから、先ほども言いましたけれども、状況を見ながら責任を取っていくということでご ざいますので、その範囲の中で対応していきたいというふうに思っています。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** 町長の言わんとしていることは分かるのですよ。その範囲内で対応してもらいたいと。私はここで聞き取りしたり、調べたりすれば、分かるところもたくさんあるのです。でも、この場でお尋ね申し上げているのですよね。

それで、何かと言えば、簡単に言うと、捜査中は、退職金は出ないのですか。副町長が司法の場で書類送検されて、判決が出るまでは出ないのですかと、その辺のプロセスが私は分からないから、聞いているのです。それだけです。

分からないでは済まないでしょう。(「誰のことを言っているんだ」と言う人あり)

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- ○町長(村井洋一君) 誰のことですか。(「現副町長」と言う人あり) 副町長のことですか。私が答えるべきではない。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **〇6番(渡辺訓雄君)** いやいや、そんなに難しいことではないのですよ。

捜査中、司法の判決まで、書類送検をされて退職金が出るか、出ないか。捜査は関係ないのだと。これは、捜査は関係なくして、前副町長には退職組合のほうから出るのかどうか。どちらかだけの話だけなのです。

これは今前副町長のことを聞いているのですから、とぼけたり、そういうことをするのではなくて、他の同僚は出るのだとか、自分が出すわけでもないのにそんなことを言っているけれども、明確なことが分かっていたら言ってくれればいいし、調べて後から話をするなら、後でも結構だし、それだけのことです。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 私は、今回の一般質問の通告書とは、ちょっと逸脱している質問ではないかなというふうに感じております。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) だから、町長の言うように、退職金のことについては何も書いていませんけれども、捜査中などなども含めて、責任の取り方についても、先ほど町長に確認しましたけれども、特別職は4年勤めると退職金が当たるわけですから、それらは捜査が終わってからなのか、捜査が終わって、捜査は終わったけれども、司法の判断で少しは減額になるのか、そのまま満度にいただけるのか、あるいは司法の判断は関係ないのだと。それは規則どおり出

るのだと。それだけのことです。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 先ほど私が答弁したのは、私のことかなと思っていたもので、さっきの答弁のとおり、その辺については、経緯、または結果を見ながら、それ相当する責任を取っていきたいというのが私の気持ちです。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** 私の話もまずかったかもしれないけれども、それはそれとして、退職金、さっき責任の取り方については聞きましたけれども、ここは副町長の関係だから、町長いわく、私は退職金のことは書いていませんけれども、関連があったから、そういうふうにお聞きした次第です。

本所総務課長が知っているなら、本所総務課長がお答えしてくれればいいし、これはまた後で検証するというのであれば、そうしていただきたいし、何もそんなドンパチをする必要はないのです。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 先ほども言いましたけれども、この通告書にないものですから、その一般質問にはお答えできかねるというふうに思っていますし、私自身もその辺はあまり詳しく分かりません。

また、個人的な問題でございますので、プライベートな問題も出てくるのかなということで、 私からは、お答えはできかねるということでございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **〇6番(渡辺訓雄君)** ああ言えばこう言うのであって、本当に今まで女房役としてお力を借りて、ご尽力をしていただいたと。宿命だから仕方ないのです。

例えば、退職金は検証して、私に後で報告しますとか、確かに書いていないから、逸脱していると、そう言われても致し方ないかなと思うけれども、私は、それはそれとして、聞くぐらいはいいのではないのかと。共に苦楽をしてきたのだから、私があなたに聞くぐらいはいいのではないのかなと。六法全書にもいろいろ助けられたこともたくさんあるはずだ。民間の町長だからといって、六法全書はみんな知らないですよ。私も知らないけれども。そういう意味も含めて、逸脱していたかもしれない。くどいようだけれども、そういう思いで質疑しただけですので、2点目についても終わります。

3点目、不法投棄に係る職員へのコンプライアンスの現状と実施についてです。

町有地等に無断で、犯罪ともなる不法投棄を町が手を染め、廃棄物法違反容疑で道警の強制 捜査を受け、混沌としている昨今、近々に司法の状況が明らかになると思うが、前回の答弁さ れたとおり、実施されているのかを説明を求めるものであります。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- 〇町長(村井洋一君) 3点目でございます。

不法投棄に係る職員へのコンプライアンスの現状と実施についてお答えをいたします。

令和3年定例会12月会議の一般質問において答弁させていただいたとおり、現在も捜査中であることから、職員及び関係者への教育訓練等は実施しておりませんが、令和4年3月24日に管理職向けのコンプライアンス研修を実施予定でございます。

また、令和4年度についても同様に、コンプライアンス研修を実施するための予算を計上しております。

これらの研修や関係機関との連携により、今後、このようなことがないよう、違法行為をし

ない、させない仕組みづくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) これも前回質疑しまして、捜査中は捜査中で別にいいでしょう。 でも、 埋杏中とコンプライアンスの研修け、私は全然次元が違うと思っています。 それっ

でも、捜査中とコンプライアンスの研修は、私は全然次元が違うと思っています。それで、 やらないということではなくて、令和4年3月に研修を予定と書いていますが、ひょっとした ら、これは様々な事情でできないのではないですか。

そこはいかがですか。やれますか。

- 〇議長(根津公男君) 本所総務課長。
- ○総務課長(本所 淳君) 3月24日に、もともと管理職の人事評価の研修を年間スケジュールで予定を組み込んでおりますので、その日を活用して、研修を実施する予定になってございます。

以上です。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **〇6番(渡辺訓雄君)** 本来は、早めに言われなくてもするのが、町長の仕事でもあるだろうし、それもいろいろな事情で致し方ないけれども。

そこで、このコンプライアンスの講師などなどは、どういう方で、どういうお話をされるのですか。

実は工藤町政のときにも、フィッシャリーナとか、その他もろもろの不祥事があったりして、 2回程度やって、あと新聞記事などは持っているのですけれども、あのときの対応は早かった です。

それはそれとして、講師と内容について、まずお尋ねしましょう。

- 〇議長(根津公男君) 本所総務課長。
- ○総務課長(本所 淳君) 今現在、打ち合わせ中でございまして、基本的には先ほども申し上げましたように、人事評価の研修に合わせて行うということで、そこの委託先につきましては、こういったコンプライアンス研修も全国的にされているということでございますので、そちらのほうと、今現在、内容を詰めさせていただいているということでございます。

以上です。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** それは仕方ないですね。講師も決まっていないなら、予定と書くしかないですね。

それはそれとして、もうひとつは、対象者は、管理職向けのコンプライアンス研修を実施、 管理職と言うから分かるのだけれども、もう一段階下げたほうがいいのではないですか。それ は何か不都合がありますか。

- 〇議長(根津公男君) 本所総務課長。
- ○総務課長(本所 淳君) 令和3年度の部分につきましては、まずは管理職向けということ でございまして、令和4年度につきましては、具体の内容はこれからですので、管理職以外の 部分も含めて検討させていただきたいと思っています。

以上です。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** 私も口で言うのは簡単だけれども、そこは理事者と連携して、本所総務課長が中心になるのかどうかは分からないけれども、実りある研修会であることを期待して、

3点目について終わります。

四つ目、これもたびたび、しつこいぐらい質疑させていただいていますが、循環型土づくり 交付金事業の実態について、これは令和2年度の補正予算の状況であります。

歳入として、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の一部であり、液肥使用者に対して、事業主体であるとうや湖農業協同組合を通じて、交付金が支払いされるが、そろそろ現状の実態などについて説明を求めます。

- 一つ目は、液肥使用者の申請者戸数と使用面積についてであります。
- 二つ目は、農協から申請を受けた交付金の実態などについてであります。
- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **○町長(村井洋一君)** 4点目、循環型土づくり交付金事業の実態についてお答えをいたします。

1点目につきましては、25件の申請戸数で、使用面積は、630.6へクタールの実績となってございます。

2点目のとうや湖農業協同組合より申請を受けた交付金につきましては、消化液の利用申請者が23件、2万1,646トンで、10アール当たり平均2,625円の使用となっておりまして、海の恵みの利用申請者は3件、3立方メートルで、消化液及び海の恵みを合わせた申請金額は、1,650万4,600円の実績となっております。

以上でございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** 私の言わんとしていることは所管も分かっていると思うし、それはまた後で申し上げますけれども、前にもお話は伺っています。まとまったら、バイオガスプラント特別委員会というのがあって、そういうものを報告していると。バイオガスプラント特別委員会の委員長は山田委員なので、この前確認したら、バイオはもう先を察すると、様々にマイナス要因が多いので、どこかで打ち止めしたいのだと、そんな話もありました。

そしてまた、液肥の土づくりの実態などを聞いたら、別に何もないのだなと。そんなお話も 大分前ですけれども、ずっと継続だったので、この質疑をさせていただきました。

それで、後段に申請金額は、千六百数十万円が実績となっておりますということでありますが、これは支出されたか、しないかをお尋ねしましょう。

- 〇議長(根津公男君) 藤原産業観光課長。
- **○産業観光課長(藤原弘樹君)** これは2月中に申請をいただきまして、2月中に支出のほうは完了してございます。

以上です。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **〇6番(渡辺訓雄君)** 今、藤原産業観光課長からお話がありましたけれども、当初の見込みよりは、かなり利用されていないという認識でよろしいですか。

結果として致し方ないのか、今後どうなるのかをお尋ね申し上げます。

- ○議長(根津公男君) 藤原産業観光課長。
- **○産業観光課長(藤原弘樹君)** 主に消化液のほう、今回、村井町長が答弁したとおり、消化液の利用の部分になりますけれども、やはり当初の見込みよりも、やはり昨年は天候がちょっと悪く、雨が多かったということもありまして、思いのほか、申請いただいた方の部分に、ある程度満足できるような散布量までいかなかったのですけれども、その結果がこのような形で、もともと2,000万円以上の部分、予算としては持っていましたが、実際には、2万2,000トン程

度は散布しているのですけれども、予定としては2万8,000トンを見込んでいましたけれども、 その程度で、天候の部分もございまして、なかなか思うような計画どおりの散布に至らなかっ たという現状でございます。

以上です。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 結果として、致し方ない面もあるが、その利用されないという予定の 思いの中で、その理由はどんな思いで認識していますか。

町長でも結構であります。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 今、藤原産業観光課長が言いましたように、天候に恵まれなかったということが、一番の大きな問題かなというふうに思っています。

一昨年でいいますと、大体ひと月平均20日は散布されたということでございますけれども、 昨年に関しては、平均ですけれども、大体15日間ぐらいの散布で天候不順によって、そのぐら いになってしまったという現状でございます。

以上でございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) それで、海の恵みの利用者申請は3件で、3立米になっていますが、申請額は千六百数十万円から、この海の恵みの分は幾らになるのですか。
- ○議長(根津公男君) 藤原産業観光課長。
- ○産業観光課長(藤原弘樹君) 海の恵みの部分については、6万300円になってございます。 3件の分で6万300円になってございます。 以上です。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **〇6番(渡辺訓雄君)** これは条例にある立米の料金とあれしたら、数字が合わないのではないですか。合いますか。
- 〇議長(根津公男君) 藤原産業観光課長。
- **○産業観光課長(藤原弘樹君)** 基本的に3立米という形で農協さんから来ているのですけれども、実際に、袋買いの方と、要は袋に入れない、製品は製品なのですけれども、変な話、軽トラ等で来て、がっと積んだときに安い金額になりますので、その関係でちょっと金額に差異が出てございます。

基本的には、この3件ともいちごを作られている方が3件でございます。 以上です。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) それで、答弁の中に、長々とそこまで細かく書くということはできないから、今、お尋ね申し上げたのだけれども、今現在、在庫はどのぐらいあるのですか。
- ○議長(根津公男君) 藤原産業観光課長。
- **○産業観光課長(藤原弘樹君)** 在庫というのは、消化液のほうなのか、海の恵みのほうなのか、どちらのほうになりますか。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** 消化液はまたどこかでお話することもあるので、海の恵みの在庫がどのぐらいあるのかなと思って、金額にしても、利用者がいる、いないは別にして、そして、どういう処理をしていくというか、そういう考えも含めて、今計算ができなければ、後で在庫の

やつも資料で願いたいし、そこのところは議長に取り計らいを願いたいし、それから、これの液肥の使用者の申請者、名前とか、そんなものはいいのですが、それと同時に、月別で分かるように、2万1,646トンとか、そういうものも月別でいただきたい。難儀するのだったら、後で言っていただければあれだろうし、そういう内訳などはあると思うので、それは議長に取り計らいを願います。

それで、2万1,646トンで、10アール当たり2,625円の使用となっておりましたと。私の算出の仕方が悪いのか、ちょっと違うなと思いまして、10アール当たり4,500円だったか。でも、これはトン単位にすると、比重か何かで違いがあるのかなと思ったり、10アール当たり2,625円の使用となっておりますという、これの差異というか、乖離をお尋ね申し上げたい。

聞きに行けばいいのだけれども、本当は聞きに行きたいのだけれども、行っても嫌な顔をされるものだから、これからはないと思いますけれども、そんな思いでした。

- ○議長(根津公男君) 藤原産業観光課長。
- **○産業観光課長(藤原弘樹君)** 渡辺議員がおっしゃるとおり、10アール当たり4,500円というのは正しくて、それが要は上限額でございます。今回の交付金の制度として、10アール当たり4,500円を上限に、町としては支援するということで、今回は平均したときに、10アール当たりの利用料が2,625円でございます。

これは参考なのですけれども、一番使われた方でも、10アール当たり3,000円弱、2,990円ぐらいで、一番低い方で10アール当たりに換算しますと、1,600円ぐらいの利用の方がいます。それは作物によって、やはり10アール当たりの散布する量が違い、10アール当たり3トンの方もいれば、5トンの方もいて、3トンを2回散布する方や3回散布する方がいらっしゃいますので、それぞれの持たれている圃場に応じて散布量が違ってきますので、10アール当たりで平均しますと、今回は2,625円で、皆さん上限の4,500円以内で収まったという形になってございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 四つについて終わります。
- ○議長(根津公男君) これで、渡辺議員の一般質問を終わります。

次に、山田秀人議員の発言を許します。

山田秀人議員は、質問者席に移動願います。

山田議員。

〇1番(山田秀人君) 一般質問をいたします。

まず、第1にですが、質問通告書に基づいて、順次質問したいと思います。

第1点目は、まちづくりについてであります。

村井町政の第3期目がスタートいたしました。

本年1月に執行された町長選の結果などをどのように受け止められたのか。

また、これまでの8年間の総括とこれからの町政の在り方、そして事業展開を伺うものであります。

ご所見をお願いいたします。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- ○町長(村井洋一君) 1点目、まちづくりについてお答えをいたします。

投票率は64.3%で、前回より16.88%下がりました。無効投票総数は91票で、前回の22票を大きく上回りました。期日前投票は754票、有効投票総数の70.77%をいただいたものの、一方では、25.9%の方々のご批判をいただいたものと思っており、反省するところは反省し、よりよ

いまちづくりに向けた事業展開を図っていきたいと思っております。

8年間の総括につきましては、第1に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反に係る強制 捜査を受けたところであり、本来、指導・監督しなければならない立場でありながら、このよ うな事態を招いたことに、町民の方に多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことに、改めて 心よりおわびを申し上げる次第でございます。

主な事業でありますが、地方自治体の一番の責務は、町民の生命、健康を守ることであり、 新型コロナウイルス感染をいかに防ぐかであります。昨年2回のワクチン接種を行い、今年も できるだけ速やかに3回目の接種を行っており、多くの町民の方に接種していただくとともに、 マスクの装着や3密防止をはじめ、周知の徹底を図り、感染対策に万全を期してまいります。

人口減少・少子高齢化が進展し、厳しい財政運営の中、大岸保育所の整備をはじめ、福祉灯油の給付や高校生までの医療費無償化や学校給食費の半額及び通学費等の半額助成などの子育て支援策の実施、水産業においては、耳づり自動穴あけ機や高酸素機導入、豊浦・礼文両漁港の補修工事による効率的な安定的漁家経営に取り組んでまいりました。

農業においては、ブランドであるとようらイチゴをはじめ、担い手不足等に伴い、農家戸数の減少により、遊休農地化が懸念されていることから、いちご分校を開設するとともに、新規就農者制度により、その効果を高めてきております。また、安定的な農業経営を目指すため、営農用水施設整備や、大原二期土地改良事業等を実施するとともに、畜産に関しては、草地更新事業や牛舎環境改善整備事業等を行ってきております。

観光振興につきましては、一般社団法人とようら観光協会が、DMO候補法人として登録され、ジオサイトや日本一の秘境駅の小幌駅、道の駅とようらや天然豊浦温泉しおさい等と連携し、取り組むとともに、全国的に豊浦町の名を知らしめる事業展開を行ってきました。

防災につきましては、町民の生命と財産を保護するとともに、生活に欠かせない情報伝達を 速やかに行うため、デジタル防災行政無線を整備するとともに、避難施設等への備蓄品の整備 を進めております。

また、独り暮らしの高齢者の方が増えてきていることから、そよ風団地を整備し、公営住宅の高齢化改善事業・長寿命化改善工事を実施し、住環境の改善を図るとともに、足の確保として、コミュニティバスの開設と増便を図ってまいりました。

地球温暖化による気候変動を抑制するとされている森林整備は、欠かすことのない事業であり、未来につなぐ森づくり推進事業をはじめ、森林整備に胆振西部森林組合と連携し、取り組んでまいりました。

さらに、医療体制を確保するとともに、障がい者福祉の充実を図り、高齢者福祉や健康づく くりにつきましては、社会福祉協議会等と連携して取り組んでまいりました。

町政の在り方、事業展開につきましては、冒頭に申し上げましたが、選挙結果を踏まえ、反省するところは反省しながら、各種事業に取り組んでまいります。そのため、議会との協議をもって進めるとともに、各種団体やふれ愛トーク・出前トーク等をはじめ、各種団体との懇談や協議も実施し、町民の声を町政に反映するよう、取り組んでまいりたいと考えております。

総合戦略・第6次総合計画の推進をはじめ、懸案となっているホタテ残渣物から発生する残渣水の適切な処理と運営管理、今後の農業振興に資するバイオガスプラントの安定稼働と適切な運営のための今後の取組が課題となっており、関係機関等と協議しながら、よりよい施設運営を目指してまいりたいと考えております。

当町は、農業・漁業の1次産業の振興を図っており、その推進を進めるとともに、アイヌ文 化体験交流施設、イコリが4月に開設されることから、他施設との連携強化により、観光振興 を推進し、雇用の創出につなげ、関係人口増を図り、地域活性化に結びつけていこうと考えて おります。

病院、やまびこにつきましては、国の医療制度改革にのっとり、新改革プランにより、他病院ややまびことの連携強化を図り、町民の皆様の医療・福祉を充実させ、信頼され・喜ばれる施設と併せて運営改善を目指してまいります。

また、厳しい財政状況であることから、事務事業評価等による計画策定と実施をはじめ、公 共施設の維持補修等の在り方については、優先度を定め、無駄を省くとともに、行財政改革等 を行ってまいります。

豊浦町が地方自治体として、持続可能なまちづくりを推進してまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(根津公男君) ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時55分 再開 午後1時00分

- ○議長(根津公男君) それでは、休憩を閉じて、一般質問を再開いたします。 山田議員。
- ○1番(山田秀人君) まちづくりについて、午前中に町長からとうとうたる答弁をいただきました。

今回の選挙は、何がどういうふうな結果だったのかということを述べておられました。

それでやはり、この町長選の結果を踏まえて、結局、投票率、これは低下したということで、 その中でも、全投票数の25.9%が一つの批判票ともなったということであります。

それで、8年間の総括、これを町長が述べられまして、町政の在り方、事業展開を述べておりましたが、福祉や住民サービスの後退、大岸保育所や廃校施設を改修した新規就農研修施設の過大な建設費、さらには観光事業として、観光協会へ年間約5,000万円の投資をするなど、さらには国保税の負担増加、上下水道の値上げ、介護保険の値上げなど、このような町民の願いに反する行政が行われてきたことも、一つの住民の立場から言わせると、そういう事実もあったということであります。これが恐らく批判票につながったのではなかろうかという、見方もあるわけであります。

そこで、今回の町長選挙で町長はどのように訴えたのかが、なかなか見えて来なかった。2021 年度の執行方針、これは大きく分けて3本柱の方針ということで、昨年の執行方針に述べられておりましたけれども、今回は何が争点で、どういうふうな格好で選挙に臨んで町民に訴えたのか。これが一つのまちづくりの基本となるということでありますので、そのあたりの感想、それから、今後の考え方、ここにも先ほど述べられておりましたけれども、それらを通じてどういうふうにお思いですか、伺います。

〇議長(根津公男君) 村井町長。

**○町長(村井洋一君)** まずは、豊浦町の産業の育成ということで、振興ということで、農業・漁業の振興を図っていくということになります。それと併せて、観光振興による関係人口の増加、それを移住・定住にいかにつなげていくか、そういった産業を振興することによって、雇用の創出も生まれていくと、そういうことを目指しているわけでございます。

そればかりではございませんけれども、そういったことをやりながら、財源を元に、やはり

福祉の充実、子育て支援だとか、それらを維持していくということにしていきたいというふう に思ってございます。

それと併せて、やはり財政状況から見て、無駄を省きながら、事務事業などを見直しながら、 財源確保を図って、その財源を元に福祉の振興を図っていく、住民生活に寄り添いながら、そ の辺はやっていこうという考え方でございます。

#### 〇議長(根津公男君) 山田議員。

**〇1番(山田秀人君)** 村井町長が町政を運営して8年を迎え、9年目になりますが、もう事務事業のこういう羅列的な展開、当然、いろいろな事業を展開するわけですけれども、それはもう当然の話であります。さらに、培った2期8年を3期目には花咲かせる、町長というのは、大体こういうシナリオになるのですね。それはご存知だと思います。

そういう中で、今回の選挙の結果と今までまちづくりとしてやってきたことを考えますと、 今回の町長選挙でも、私は一つの争点だったと思うのですが、やはりストアの問題なのですよ。 買い物施設、これが高齢者を中心として、やはり買い物が不便だと。そういう中で、町政とし ては、買い物環境という、バスを通わせたり、そういう交通手段に特化していったと。それで、 肝心の住民にあったストアがなかなか得られないと。それが私は一つの争点だったと思います。

それで、やはりこういう問題が、ストアでなかなか買い物ができない。そうすると、子育て 支援やら定住対策にしても、なかなかうまく有機的につながっていかないという、そういう問 題があったのではなかろうかと、こういうような考え方をしております。

そして、一定程度の町民の批判がここに盛り込まれたということではないだろうかということでありますが、今回の町長選を戦ってみて、こういう争点、ここら辺のご認識はどうなされましたか。どうですか。特に買い物ストアです。

#### 〇議長(根津公男君) 村井町長。

**〇町長(村井洋一君)** 買い物環境については、町民の方々も考え方をそれぞれお持ちになっているというふうに思います。

買い物ストア、要するにスーパー等でございますけれども、やはり私自身もあったほうがいいというふうには思ってございます。当然のことでございます。しかしながら、何回も答えておりますけれども、やってくれるところがないという状況でございます。これらは、町内及び町外の企業にも話をおかけしまして、どうしても無理であるということでございました。そういったことから断念をしたということでございます。当然のことながら、JAとうや湖さんとも話を詰めておりましたけれども、町が建物を建てても、スーパー営業はしないということになったわけでございます。その辺はしかるべき手順をちゃんと踏んできたというふうに思ってございます。

いずれにしても、そういった状況でございますので、買い物環境については、施設、スーパーを建てて営業するか、それから届けるか、それとも足の確保をするかという、三つの選択があるわけでございます。そういったことから、建てるということは難しいというふうになったわけでございます。

また、届けるということにつきましては、既に民間の複数の会社がやっているということで ございます。

残るは足の確保、交通の便を確保して、移動しやすい環境を整えるかということでございまして、そういったことで、今コミュニティバスをはじめ、足の確保の充実を図っているということでございます。

### 〇議長(根津公男君) 山田議員。

**〇1番(山田秀人君)** 足の確保を図っているといっても、やはり満足に買い物ができる施設がなければ、いくら交通環境を整備したところで、結局は何人が乗っているのか、ただぐるぐると回っているだけではないのかという、そういう町民のご批判もあるわけですよ。

ですから、大元は、そういうようなきちんとした買い物施設、生鮮品がきちんとあって、それなりのものが得られる。かつては、そういうJAのスーパーがあったわけですから、これをもう一度呼び起こしてやるという、これがやはり町民の一つの願いではなかろうかということであります。

町長は、このことについてはずっとオウム返しのように、もう既にこれは決着が着いたことだということで述べておりますけれども、これは永遠に町民の方の願いというのは、要求というのは、絶えることがないということだけ申し添えておきます。

それで、このまちづくりの一番の基本は何かということは、町民の暮らしと安全、これを維持するのだと。これは当たり前の話であります。しかし、これを維持するための推進役というのは何かということなのですよ。それで、今回のこのホタテの汚水ですよ。残渣水の違法処理の問題に端を発して、やはり町の事業を展開する牽引者となる町の職員、この人たちが知恵を合わせて町民の健康と安全・安心な事業を展開する。そういう意味でのところが欠けているのではなかろうかというふうに、私は思うのです。

ですから、確かに違反した人はきちんと襟を正さなければならない。それはあるのです。しかしながら、そういうような、違反するようなところまで追い詰めるような職場環境というのはもっと大事にしなければならない。これはやはりメスを入れて、町民の信頼を得るということが、まちづくりにとっては一番大切なことではないかと私は思うのですよ。(「そうだ」と言う人あり)

そういう意味での渡辺議員の午前中の質疑、町職員の研修も含めて、やはりきちんとここは やらないと。そして、もう一度、役場の職員が、町の職員が団結して事業に進んでいく。職務 に専念していく。ここがやはり必要ではないだろうかということなのですよ。

そのためには、職員の声をちゃんと聞くということが私は大事だと。ですから、上の人にばかり付度をして、下のほうを見ないというのではなくて、もう末端の人たちが、現場で働いている人がどういうふうな境遇にあって、そして、皆さんそれぞれが協力し合って町民のために奮闘するかという、そこがやはり一番必要ではないだろうかと、そう思うのです。

町長、その辺のところの考え、まちづくりの一番のところというのは、その一つではなかろうかとそう思うのですが、いかがですか。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 私もそのように考えてございます。

幹部職員ばかりでなくて、若い人たちの声を、職場の声を聞こうということで、懇談会等々もこれからやっていくと。そういった中で、その職員のやる気を出させる。また、職員の公務員としての育成を図っていきたいということから、町民の声を聞きながら、また若い職員の声を聞きながら、それを町政のほうに反映していくということに尽きるのかなというふうに思ってございまして、その辺は私も新年度になりましたら、聞いて、またいろいろな人の話を聞きながら、それを生かしていく。町政に反映していく。そういったことが町民のためになるよう、そのような施策に特化していきたいなというふうに考えてございます。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 町政を担うトップとしては、周りにイエスマンだけ置いておいても駄目なのですね。

私は時代劇ドラマが好きでして、徳川家康がなぜ300年も続いたか。徳川時代。やはり、きちんと批判する人、自分と考えが違う人でも、きちんとそこに置いておくということが、一つの自分の政権を長く維持できると。そういうことで、自分のやっているところの欠点をちゃんと言ってくれる人、そういうところをやはり置かなければならないということですよ。

ですから、町長はいまだ副町長の選任をやろうとしているけれども、なかなか来ない。そういう目途というのを含め、どういうふうに考えていますか。副町長の選任問題、これもまちづくりの一つの牽引となる、一つの大きな歯車になるのだろうと思うのですけれども、そこのところはどういうふうに考えていますか、特にめどについて。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- ○町長(村井洋一君) 当然のことながら、副町長というポジションは特別職で、ある意味、 車の両輪ということで思ってございます。

今、副町長の選任の日程等についてでございますけれども、それは今、道のほうと調整中で ございますので、できるだけ私とすれば、協議を進めながら、皆さんにできるだけ早く説明す るような機会を設けたいというふうに考えてございます。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 政策予算が4月ないし、5月にはまた議会が開かれて、また新しい2022 年度の事業執行が始まるということになりますから、その肉づけ予算、政策予算がつくられた ときには、既に副町長がもう存在しているということですか。

伺います。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 繰り返しになりますけれども、できるだけ早く、こちらとしては、お願いしているということでございますので、そういうことでご理解をいただきたいというふうに思ってございます。

5月の連休明けに肉づけ予算ということになりますので、そういったことも含めて、できるだけ早期に、皆さんに説明できるようにしたいというふうに考えてございます。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- ○1番(山田秀人君) 北海道の職員の派遣というのは2年と伺いました。その中で、この2年間の中で村井町長の右腕になるというのは、なかなか大変なことだと思います。恐らく優秀な方が来られて、縦横無尽に町長の政策を展開してくれるだろうと。そして、職員もそれにしっかりとついて、忌憚のない意見を述べながら、行政の執行を図っていくのだろうと思います。期待しておりますので、そこら辺のところは、十分町長も、これまでの町民からの信頼を損

期待しておりますので、そこら辺のところは、十分可長も、これまでの可氏からの信頼を損なうような、こういうようなことをまずしないように、そして、信頼を得るよう、まちづくりに励んでもらいたいなということであります。

まずは、このまちづくりについての牽引者となる町職員の育成、そして、お互いにみんなで 意見を出し合って、団結してやると。ここをまず訴えて、一つ目の質問を終わります。

次に、二つ目であります。

漁業系一般廃棄物処理についてであります。

ご承知のように、皆まで言わなくていいことでありますが、残渣水、この問題については、 従前のとおりでありますが、この残渣水イコール、マスコミではもう汚水と言っていますが、 この処理と今後の見通しについて伺います。

ご答弁を願います。

〇議長(根津公男君) 村井町長。

〇町長(村井洋一君) 2点目でございます。

漁業系一般廃棄物処理についてお答えをいたします。

残渣水の処理と今後の見通しでございますが、12月議会においても答弁させていただきましたが、令和3年7月30日づけで、北海道に提出した改善計画書を基に処理していくこととしてございます。

現在は、施設内発酵槽への散布を基本とし、施設内に予備貯留タンクを設置し、保管している状況でございます。

今後の見通しにつきましては、改善計画書の内容が基本となりますが、排水基準に基づく河 川放流につきましても、北海道や関係機関と協議し、進めているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- ○1番(山田秀人君) いわゆる汚水、残渣水は、以前から常時発生しておったわけです。

いわゆるホタテ養殖の生産に伴う付着物として、陸揚げされて、それの処理については、従前から、この豊浦のホタテ養殖事業が始まってからも連綿としてこの問題と付き合ってきたというわけであります。そして、行政についても、議会でもよくこの処理に苦慮して、皆さん、それぞれの事業を展開してきたと。そういう施設も残っているということであります。

やはりこの処理は、今回のツケが表面化してきたということであります。放置してきたことが、この違法処理につながったということでもあります。

そこで、町長にお聞きしたいのですが、報道で、STVテレビでインタビューがあって、そのテレビで町長が発言しておりました。このフレーズが私は随分と気になったのですよ。処理能力に見合った水揚げの仕方を指導・徹底しなければならなかったと、このように町長は述べています。(「そうだ」と言う人あり)

覚えているか、覚えていないかは別として、きちんと画面にも残っていて、ユーチューブに もそのように残っています。そして、申し訳なかったということで言葉は続いて、それでぶつ りと切れているのです。

ここで私が気になったのは、結局、ホタテ貝の水揚げを制限するかのような発言にも取られるわけですよ。ホタテの水揚げを少なくすれば雑物が少なくなると。それでもって残渣水が少なくなる。そういうふうに受け止められるのではなかろうかと。本当にそのように考えていたのか、ここでこの発言について伺いたいです。どうですか。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 先ほどの午前中の組合との委託契約のこともございますけれども、適正に処理しなければならないということでございます。

そういったことで、処理能力に合わせて水揚げ等々ということでございますけれども、これはオーバーフローするとか、そういうことも心配しながら、やはり契約書にのっとってお互いに気をつけて、ホタテの水揚げをしていかなければならないということで、発言をしたというふうに記憶をしてございますけれども、恐らくそういった考え方で発言をしたのでないのかなというふうに思ってございます。

お互いに連携しながら取り組んでいくということが、非常に大事であるというふうな考えの 下に発言をしたのではないのかなということだと思います。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** これは、この言葉をそのまま受け止めるのであれば、もう本当にはっきりと言いまして、漁民の気持ちを逆なでするものです。

ですから、これはお互いに連携しながら、これを対処していくという、そういうお気持ちで発言したと今おっしゃっているのですから、そこはそうなのかなと言うしか私はありません。

やはり突然、ああいうマスコミにインタビューされると、さすがの町長でも舞い上がってしまうのかなと、そういうふうに思いますけれども、このような言葉は、やはり気をつけなければならないなということであります。

さらに、この残渣水の問題です。

結局、ハザカプラントは3,000トンあると言っているのですが、この3,000トンというキャパシティー、処理能力というのは一体何なのかということなのです。付着物処理で、6,000トンや1万トンを受け入れるわけですし、浜で水を切ってどのぐらいの量が減るものか、これはどういうふうになっているのか、誰も分からないのですよ。それで、半年で3,000トンを処理する。そういうことであれば、5,000トンを受け入れて、処理しきれない量を一時、どこかに置いておかなければならない。そういうことになるわけです。

そうなった場合に、ちゃんと保管場所があって、きちんと残渣水が外部に漏れないようになっているのかどうか。ここら辺のところというのは、このハザカプラントの仕様というのは、どのようになっているのですか。

## 〇議長(根津公男君) 藤原産業観光課長。

**○産業観光課長(藤原弘樹君)** 議員がおっしゃる3,000トンの処理能力という部分につきましては、議員もご存知かもしれませんが、豊泉に以前ありました処理施設と合わせて、ハザカプラントと合わせたときに、当時のごみ量に換算して、確か4,500トンを年間処理するというような計画で、ハザカプラントは3,000トン処理ということで計画書を出しているので、その計画上は3,000トンの処理というふうになってございますけれども、要は、実際にハザカプラントが持っているスキルといいますか、その部分においては、本当、変な話、365日フル稼働すれば7,000トンから8,000トンの処理は可能でございます。1日の処理能力がそれだけあるので、ただ後は処理日数が何日要るかということによって、3,000トン以上の処理能力はあります。

また、一時保管施設についてもADMをもって処理する、ADMで一時保管してハザカプラントのほうで処理するという形の計画になってございますので、計画上は3,000トンの処理というふうになっていますけれども、これが逆に言いますと、今まで最大に出た1万トンとなれば、処理能力のキャパシティーはオーバーしてしまいますけれども、現状でいう7,000トンという部分であれば、現状持っているハザカプラントの能力からすれば、稼動日数によっては処理が可能です。あと言えることは、出てくる雑物の形状によって、非常に水分が多い年、また水分がない年、今年の特徴で言えば、イガイがすごく多いので、イガイというのは、要は生きているうちは、貝の中に水分を含んでございますので、それが死んでいくことによって、中から水分が出てくるような、染み出してくるような形で、やはりそういった部分でごみから出てくる水の量というのも変わってきます。

俗に言う、皆さんが言われていたザラボヤとか、そういったものであれば、ある程度、浜の段階で水切りすることによって水が切れるとか、そういった部分もありますけれども、その辺は、やはり毎年ごみの形状も変わってきているということで、なかなか計画上の部分にそぐわない部分といいますか、前に言ったように、改善計画書でも書いていますけれども、基本的にはレーンのほうに水のほうも散布して処理するというようなシステムになってございますので、現状、3,000トン以上の処理能力はあるということでご理解を願えればと思います。

以上です。

#### 〇議長(根津公男君) 山田議員。

**〇1番(山田秀人君)** 処理能力は、365日毎日稼働すれば、それなりの処理能力ができると。 それは堆肥をつくるための処理能力であって、汚水が出てしまったのだから、それの処理が間 に合わなくて、結局はああいうような状況になったわけでしょう。

ですから、それを含めたときのキャパシティーというのは、処理能力というのは、やはり限界があるということなのですよ。ですから、少なくともこの基幹産業の周辺処理施設が原料を入れたことに対して能力を超えた。やはりここが問題なのですよね。職員に責任が出てきて、こういうふうな状況になってしまったと。これは町長、ここは大いに考えなければならないことですよ。

これだけ長い期間、もうホタテが生産されて水揚げされている豊浦町がずっと続いていけば、 このことはずっと起きていくわけですよ。そういうことですから、町長、この処理能力を超え る、ここにきちんと焦点を当てて改善しなければならないという、そういうことになりません か。

町長、お答えください。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- ○町長(村井洋一君) そういうことですので、レーンでの発酵促進として、まず残渣水をかけるというのを基本として、それ以上の残渣水については、しっかりとした整備をしながら整えていくと。先ほど言いましたように、河川放流のことも含めて、そういったことで、きちんと処理をしていくということで、今は計画をしているということでございます。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** ですから、残渣水が多く出た。それで、発酵というのは、レーンに残渣水をかけて、どんどんどんどん発酵して、水分を蒸発させるということでしょう。そうすると汚水がどんどん少なくなっていき、肥料化されていくということでしょう。そういうふうになると、それを今までやっていなかったということでしょう。

だから、実際は、マニュアルどおりにちゃんとそこがやられたのかどうか。それから、キャパシティーが、容量が多くて、結局はこの残渣水を不法投棄せざるを得なくなったという、こういう背景があるのではないですかということです。

これはどちらかなのです。

マニュアルどおり、きちんとかけて、そして、常に残渣水がなくなるか、少し残るぐらいの 状態にして稼働していれば、別に何も問題はなかったのか。それとも、これはもう原料を多く 入れ過ぎて、そこに貯留して、汚水がたまってしまい処理しきれなくなったのかという、この 二つに一つではないですか。

そこら辺は違いますか。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- 〇町長(村井洋一君) 処理能力の部分もあろうかと思います。

また、残渣水や付着物が多くなってきて、その年その年で付着物が違う、それによって水の 発生も違ってくるということが原因でないかなというふうに思ってございます。

また、これらについて、先ほども渡辺議員のほうにも答弁させていただきましたけれども、 その辺について、まだ私は、それは捜査中であるということでございますので、発言は控えさ せていただきますけれども、いろいろな要因があったというふうに受け止めてございます。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** あまり深く答弁をなさいますと、札幌の検察庁が飛んでくると。こういうことですから、検事には十分気をつけて発言なさったほうがいいですよ。

それで結局、ハザカプラントの施設内のタンクの容量というのは、実際はどのぐらいの容量 なのですか。

それと、答弁で予備の貯留タンクもやって、そこにも置いておくのだという、そんなお話で したけれども、この容量は何千トン、何万トンが入るかは分かりませんけれども、両方、どの ぐらいの容量があるのですか。

施設内の容量と今回予備にタンクを造った容量です。

伺います。

- 〇議長(根津公男君) 藤原産業観光課長。
- **○産業観光課長(藤原弘樹君)** プラント自体での容量タンクは150トンであったというふうに記憶していまして、あと一時保管の部分にもタンクがあるのですが、それの容量は記憶が曖昧ですが、ADMといいますか、一時保管のほうのタンク容量はそんなになくて、トータル合わせると、全て合わせて330トンの貯留量が可能ということでございます。

それに加えて予備の余剰タンクですけれども、3トンのタンクを約30基用意して、いや、また追加したので3トンのタンクを50基用意しているという状況でございます。

以上です。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- ○1番(山田秀人君) 何だかごちゃごちゃ言っていて、さっぱり私も分からないですよ。 もう1回きちんと言ってください。

現存しているハザカプラントにある施設のタンクの容量と、あとは今の予備を含めた、今回 入らなかった部分の予備、この部分のタンクの容量は何基あるかは知りませんが、幾らですか ということです。

- ○議長(根津公男君) 藤原産業観光課長。
- ○産業観光課長(藤原弘樹君) 申し訳ございません。

施設内でのタンクの貯留容量は330トン、加えて余剰で今用意しているものが、3トンのタンクを50基ですので、150トンになってございます。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- ○1番(山田秀人君) これで足りるのですね。

ちょうど今、ホタテの水揚げが佳境に達しているわけですから、そういう予想でいいのです ね。確認しますよ。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 現在、3トンタンク50基に貯留しているということでございまして、これから状況に合わせて増やしていかなければならないというふうに考えてございます。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** この予備タンクはどこに置いているのですか、ハザカプラントの周辺に置いているということですか。

お答えください。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** プラントのちょうど道路の裏側になろうかというふうに思います。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- O1番(山田秀人君) ハザカプラントの道路の裏側ですね。

きちんと答えないと、どこの道路の裏側か分かりませんよ。村井金物店の裏側なのかいということなりますよ。いいですか。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** ハザカプラントの南東に当たると思います。

ちょうどハザカプラントのレーンがありますが、あれの一番最後に出てくるところの川下といいますか、あそこら辺になります。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** また不法投棄にならないように、ぜひこれはきちんと管理して処理してください。

それで、町長の答弁にありましたが、排水基準に基づく河川放流を試験的に実施しておった と、前回の行政報告にもあったと思います。

これは、試験的に放流したというのは、この汚水の量はどのぐらいだったのですか。どのぐらいの規模でやっていたのですか。

期間と規模をおっしゃってください。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 試験的に放流はしていないというふうに思っています。

残渣水の放流をするための試験をしたと。成分分析をしながら、河川放流ができる可能な基準値以内になったという、試験を繰り返してそのようになったということでございます。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- 〇1番(山田秀人君) 分かりました。

当然、河川放流をするためには、基準値以下でないとこれは放流できません。

そのために、今の汚水、残渣水がどのぐらいの成分なのか、重金属やら流してはいけないもの、これらがどういうふうに含まれるかということを分析したということですね。

結果はどうだったのですか。

- 〇議長(根津公男君) 藤原産業観光課長。
- **○産業観光課長(藤原弘樹君)** 町長が言った排水基準の部分で言いますと、放流する水量によって基準値の項目が変わってくるというふうに伺っておりまして、仮に1日当たり50立米未満の放流であれば、28項目の排水放流基準というものがございまして、一応、その28項目の部分はクリアしたというふうになってございます。

仮にこれが50立米以上の放流ということになれば、28項目に加えて、15項目の基準がございますけれども、基本的に50立米未満の排水という形で今は検討してございまして、その28項目の基準については、クリアできているような状況にあるということでございます。

以上です。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** これは、実際の費用のことも考えなければならないし、結構なものだと思いますよ。

これ以上、私が突き詰めていったらもう時間がないですから、次回の質問にしますけれども、 そこら辺はぜひ安易に考えるということがないようにやらなければならないと思います。

ということは、やはりこの噴火湾の海域の環境というものを考えなければならないし、それから、風評被害です。いくら基準以下に薄めたとしても、河川に放流したとなると、残渣水を流れている川、そして、豊浦の海岸というふうになると、風評被害がいろいろな格好で出て来ざるを得ない。こういうことも考えなければならない。よしんば、そういうふうにして河川放流したとしても、この周辺の水質検査、それから、貫気別川帯域の水質検査を徹底してやらなければならない。そうしないと、地域住民の人や豊浦に訪れる人、そういう人たちへの影響と

いうのが多大になるものだろう、こういうふうに考えられます。それから、沿岸漁民への周知、 これも大事です。ぜひこの部分も、コンプライアンス、法令遵守の上、徹底的にやらなければ ならないということですよ。

それから、もうひとつはこのホタテの残渣水を含めた担当セクション、これは申し訳ないですけれども、産業観光課という課に町の政策事業を全てここに集中させた。これも一つの問題がある。これは他の同僚議員からの指摘が去年からあるわけですよ。きちんと責任を持った人がそのセクションにとどまって、ある程度の専門的な見地で見るような、そういうことをしなければ、今の体制ではなかなか難しいのではないかなと。優秀な副町長が来ても、そこまでできるかというのは、非常に不安であると言わざるを得ません。ぜひこの点は守ってやっていただきたいということであります。

それで、そういうようなことが私は考えられるのですが、今まで私が述べたことは、町長は どういう感想を持ちますか。やはりそのとおりだとお思いですか、どうですか。

#### 〇議長(根津公男君) 村井町長。

**〇町長(村井洋一君)** 今言われました河川放流等々の問題ですけれども、当然のことながら、 定期的に水質については検証していかなければ駄目だというふうに思っていますし、そのため には、組合との連携もありますし、町民のご理解をいただかなければならないというふうにも 思ってございます。

また、組織のお話ですけれども、当然のことながら、大変な部署であるというふうにも思っているのは、当然のことでございます。専門的な知識も必要になってきますし、またそのほかの仕事も抱えているということで、大変重い部署でございます。

そういったことを考えながら、少しでも軽くなると言ったらあれですけれども、そんなこと も含めながら、横断的に私も考えていかなければならないというふうに思ってございます。

特にこのプラントについては、私も当然、重く受け止めておりますので、私も定期的にちゃんと状況を把握しながら、また相談しながらやっていかなければ駄目だというふうに思ってございます。

# 〇議長(根津公男君) 山田議員。

**〇1番**(山田秀人君) 今、町長がお述べになりましたけれども、産業観光課というセクションは、これは巨大過ぎますよ。本当に今まで苦労なさった課長さんは、本当に大変だと思います。ご同情申し上げます。ぜひ町長、そこのところは機構改革なり、職員の意見をきちんと聞いて、やりやすいような職場環境、これをつくっていただきたい。こういうふうに要望しておきます。

次に、三つ目の質問に移ります。

吉田教育長のところと、杉谷生涯学習課長のところでございます。

ようやくお待たせしました。

船見台スキー場整備の件についてであります。

この施設は、町民に親しまれて、そして長らく利用されてきた施設であります。

私も幼少の頃、この船見台スキー場でスキー大会に参加したといいますか、大岸から出かけて行って出場したという、10歳か11歳、その頃に経験がありまして、なかなかその当時としては、画期的な施設だということでありました。

町の施設としての位置づけを伺うものです。今後はどうされるのか。利用者が今、ロープトーがなかなか壊れていて稼動していない。早くロープトーの復活を望んでおります。ぜひこれは復活して、そして修繕して、町内の有識者に意見を聞いて、修繕、これを聞いて改善策を講

ずるということが、私は必要ではないかということで、この件についての整備を含めて伺うも のであります。

ご見解を伺います。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- 〇町長(村井洋一君) 3点目、船見台スキー場整備についてお答えをいたします。

船見台スキー場のロープトーについては、昭和58年1月に設置以来、約38年間にわたり、町民の健全な心身の発達と冬季スポーツの普及振興を担ってきました。近年は、ロープトーの老朽化が進み、保守点検業者からも外国製のため部品の調達も難しく、代替部品もないことから、安全確保ができないため、点検業務を終了したい旨の申出と、ロープトーの更新についての提案も併せて令和2年8月に受けております。さらに、地元業者にも施設を見ていただきましたが、外国製のため、取扱いはできない旨、報告を受けています。

このため、教育委員会では、スキー連盟、スポーツ協会だけでなく、スポーツ推進委員にも 諮り、各学校等にも意見を聞いたところでございます。

町と教育委員会とで協議した結果、ロープトーの稼働はいたしません。令和4年度については、ゲレンデを利用可能とするため、草刈り等の整備を行いますが、その後は廃止することを 予定してございます。

以上でございます。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **○1番(山田秀人君)** はっきり言いましてね、廃止はもってのほかです。町民の声を聞いていません。(「そうだ」と言う人あり)これだけは、はっきりと申し上げます。今の答弁は撤回してほしい。強く要求します。

この施設の修繕、これを見ていただいたということなのですが、令和2年8月にこの提案を 受けたと。地元の有名な機械屋さんがいるではないですかということで、私は暗にこの質問を 書きました。

実際に、この社長さんにも確認しましたよ。確かに直せることは直せるのです。日本製の部品があるのです。しかし、直したところで、直しても、やはり事故があった場合の責任なのですね。そこがやはりメーカーさん、業者さん、ここが心配なわけですよ。これでもって事故を起こされたら、この方の会社とか資格、これらがやはり問われることになるということであります。

ですから、ここは町が責任を持って、このロープトーを何とか事故があっても大丈夫なような国内の部品などを集めて、そして、ここを稼働すると。どこかの中古品を持って来ていてもいいのではないですか。今回、資料要求したところに、各地でこういうスキー場があって、それらも使っているというところですから、何とかこれは続けなければいけないということなのですよ。

それで、答弁書にありますスポーツ団体、それから、意見を聞いたのは、教育関係者からだけですよ。スキー連盟とか、スポーツ協会、それだけですよ。そして、失礼だけれども、スポーツ協会やスキー連盟もあそこで活動しているのですか。そういうところから意見を聞いても、利用しないところにどうすればいいのですかと聞いても、全然、話が乗って来ないですよ。

私が聞いているだけでも、冬休みの子どもの遊び場、冬、ルスツまで連れて行かなくても、 あのスキー場にロープトーがあるだけで、あそこで2時間、3時間遊ばせておく、そして、子 育てできて、そして、母親はあそこで遊ばせることができると。そういうような願いがたくさ んあるわけですよ。教育施設だけではないのですよ。ここがやはり問題です。 ですから、町民全体の財産として、これはやはり続けていく、こういう認識が杉谷生涯学習 課長、あなたはお持ちなのですか。そういうことを言いたいですよ。

ですから、町長、これは絶対に続けてくださいよ。

答弁の撤回を求めます。いかがですか。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 繰り返しになるかもしれませんけれども、私としては、このスキー連盟、スポーツ協会推進委員、各学校の意見ということを、やはり尊重すべきかというふうに思ってございます。

以上でございます。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 保護者の皆さん、子育ての皆さん、こういう方、それから、先輩方が、今まであのスキー場にいそしんできて、孫さんたちが豊浦に来たときにあそこに乗せてやる。こういうことが、あのスキー場で展開されているわけですよ。ですから、こういう人たちのためにも、ぜひこれは継続すべきだということを強く求めておきます。

発言については撤回しないということですから、今のところは、町長はあまりこのことについては、問題意識を持っていないと私は感じます。ぜひ問題意識をきちんと持って、スキー場の施設として継続するように求めておきます。

それから、4番目です。

原油の価格の高騰対策です。

最近、昨年からレギュラーガソリン等が、今では170円台ですね。もう上がりました。

そして、何といっても今はロシア問題ですよ。ロシアがウクライナに侵攻した。これが原油の価格を高騰させる一つにもなっている。それから、天然ガスを含めて、日本もロシアから輸入しています。それも含めて、原油の高騰というのは、これからも続くのではないかということです。

政府は、特別交付税措置として、措置率2分の1です。これは本所総務課長にも書類を渡してあります。これを講じて、この交付税を使って、地方自治体の裁量で政策決定できて、十分に使ってください、燃油高騰の対策費として使ってくださいということで、政府がこれを決定したのは昨年の11月でしたか、そういうような事業、この交付税の活用、支援対策は緊急に行うことではなかろうかということであります。

ご答弁を願います。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- 〇町長(村井洋一君) 4点目、原油価格の高騰対策についてお答えいたします。

原油価格高騰対策につきましては、本町においては、一定水準以下の低所得者世帯に対し、 冬季採暖に必要な灯油等の一部を支給する福祉灯油給付事業の予算を増額し、補正予算を計上 したところでございます。

原油価格高騰対策については、本町のみならず、全国的な問題となることから、国が根本的な対策を講ずるべきと考えますが、今後の原油価格の推移や国の動向に注視しながら、実態把握に努め、必要に応じた対策を検討したいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 昨日の補正予算でも私は申し上げましたけれども、役場の施設だけではなくて、社会福祉施設や農業団体、漁業団体、地場産業に広い範囲で燃油高騰というのは及

んでいます。これを含めた形で支援策を展開したらどうかということなのですが、その点については考えてみたのですか。

そして、社会福祉施設も大和や大岸、いろいろなところにあります。そのところも包含した 中で事業を進める。こういうことを考えられなかったのですか、どうなのですか。

それで、担当する福祉施設というのは、町民課もあるし、やまびこもあるけれども、こういうふうな格好で、きちんと民間の施設への要望などを聞いたのですか。 伺います。

- 〇議長(根津公男君) 井上総合保健福祉施設事務長。
- ○総合保健福祉施設事務長(井上政信君) 山田議員がおっしゃるように、原油高騰につきましては、業種や業界を問わず、広範囲に及んでいるものと私も思ってございます。また、地理的にも本町に関わらず、全国的な問題だと思ってございます。

私が発言できるのは、社会福祉に限ってのお話になろうかと思うのですけれども、社会福祉 施設につきましては、いろいろな事業形態がありまして、広域といいますか、町外利用者も含 めて、広域の利用者を対象としているところもありますし、町民に限った小規模な事業所もい ろいろとございます。

それで、広域展開ということもございましたので、近隣の市町でこういった事業が展開されていないかというところをまず確認してみましたところ、社会福祉施設への支援は特に行っていないというところ、昨日も山田議員さんから議会でありましたので、改めて隣町の洞爺湖町の担当課長にも聞きましたけれども、特に行っていないということもございました。

それで、特別交付税の措置率が2分の1ということで、残り2分の1は一般財源を持ち出さなければならないということで、福祉担当課だけで決められることでもございませんでしたので、町長の答弁にもありますように、今後の推移何かも見ながら、必要に応じて、財政部局とも相談しながら検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

- 〇議長(根津公男君) 長谷部町民課長。
- **〇町民課長(長谷部 晋君)** 私のほうは、保育所の担当というところで、この話は昨年の11 月頃に私も聞いてございます。

そこで、実態はどうなのかというところは調べてございます。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** そういう制度がせっかくあるにも関わらず、近隣のいろいろな対応、 広範囲にわたる受益者がいるということで、そこら辺のところは十分に考えなければならない けれども、町民が限定されるような施設においては、これは十分展開すべきだということだと 思うのですよ。

これは町民課の長谷部町民課長のほうはまとめてあるということで、今後はどういうふうに したのか分かりませんけれども、恐らく町が半分負担しなければならないから、もう財政が逼 迫しているから、なかなかやれないのだというような、この答弁を見ると、そういうことなの でしょう。

財政当局の本所総務課長、どうですか。そういうことでしょう。副町長がお金がないからやるなと、退職した副町長が言ったのですか。これはどうなのですか。

- 〇議長(根津公男君) 本所総務課長。
- **〇総務課長(本所 淳君)** 先ほど井上総合保健福祉施設事務長もおっしゃっていましたけれ ども、原油の高騰は、本町のみならず、全国的な問題ということで、またこれは特定の人です

とか、業種ですとか、そういったところにとどまらず、全町民にも影響のあることということ で、その辺の公平的な取扱いというのもまた難しい状況なのかなと。

これについては、あくまでも国が根本的に考えて、もしやるのであれば制度設計等をきちんとするべきで、特別交付税というのは、ただ2分の1を措置すると言っているのに過ぎず、あとはもう自治体で判断してというようなことで、結局は町の財源も2分の1を出すということになります。

これでは、国のほうも対策というのは、考えているのかとは思いますけれども、今の特別交付税という枠組みの制度設計といいますか、そういった部分では、現在、各自治体もなかなか具体的な行動といいますか、動くことが難しいのではないか。それで、胆振管内でもどこでもなかなか手が挙がっていないのではないかというふうに思っています。

このことからも、現状としては、低所得者に対する既存の福祉灯油給付事業、こちらのほう に原油の高騰、灯油の料金が上がった部分にしっかりと手当をすることが、今現段階で町とし てできることかというふうに考えています。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 今の既存の事業でもってこれに適用したということです。それ以外の 展開はなかなかできなかったということです。

いろいろとできない理由をたくさん述べられましたけれども、これは結局、現時点で事業を やっている分にだけお金をやっているわけですから、何も新しいところに手をつけていないと いうことなのですよ。ですから、この政府の交付税の2分の1措置ですが、これを一銭も使わ なかったと言っても語弊はないのですよ。福祉灯油だけに使っただけであって、実際の原油高 騰という、その目的の趣旨にあったこれらが使われていなかった。非常に残念なことです。

これも含めて、やはり役場の職員が、どうやったら地域の人たちの困っているところに手を 差し伸べられるか。ここがやはり必要なのですよ。ぜひここは大いに事業展開をしながら、使 うところは使う、コロナ禍で大変苦しんでいる中で、いつ使うのですかと言ったら、今でしょ うという、そういう言葉が出るわけでしょう。ぜひそれは展開してください。はっきりと申し 添えておきます。

○議長(根津公男君) ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時07分再開 午後2時20分

- O議長(根津公男君) 休憩を閉じて、一般質問を再開いたします。 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** それでは、5番目のバイオガスプラント事業についてご質問いたします。
  - 一つ目はまず、当初の事業開始から今日までの経過と総括について伺うものであります。
- 二つ目といたしましては、消化液、つまり液肥であります。この散布計画についてお伺いいたします。

三つ目は、消化液散布による作物へのダメージ等々、その影響になります。これらについて 添付資料をつけましたが、この3点についてのご答弁をお願いいたします。

以上であります。

〇議長(根津公男君) 村井町長。

**〇町長(村井洋一君)** 5点目、バイオガスプラント事業についてお答えをいたします。

1点目の今日までの経過と総括でございますが、平成31年4月より稼働開始した豊浦町バイオガスプラントの令和元年度の稼働実績は、総処理量2万8,972トン、総発電量183万5,276キロワットで、計画値60%稼働に対し、処理量で58.5%、発電量で56.5%、令和2年度の実績では、総処理量2万5,487トン、総発電量168万3,112キロワットで、計画値60%に対し、処理量で51.5%、発電量で51.8%の実績となっており、計画値であります60%をやや下回る稼働率となっているところでございまして、計画値に少しでも近づけるよう、関係者で連携し、進めてまいります。

2点目の消化液の散布計画でございますが、これまでの散布実績で令和元年度が4,525トン、150.8~クタール、令和2年度が2万9,109トン、970.3~クタール、令和3年度が2万2,362トン、630.6~クタールの実績となってございまして、令和4年度においては、2万8,000トンの散布量を計画しているところでございます。今後につきましては、農業振興に資するバイオガスプラントの安定稼働と適切な運営のための取組が課題となっており、実施に向けて関係機関等と協議してまいりたいと考えております。

3点目の消化液散布による作物やダメージの検証についてでございますが、消化液は有効な 有機肥料であるとは思っておりますが、化成肥料にも言えることかと思いますが、過剰に散布 することにより、その土壌にダメージを与えるということは言われておりますし、農業改良普 及センターからも、作物に適した散布量のご指導もいただいております。また、各農家さんに おかれましても、圃場の土壌診断や、施肥設計も行われていると聞いておりますので、ご意見、 ご指導をいただき、適正な散布に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** バイオガスプラントの事業について3点ほど伺いましたが、問題はこの散布計画、これがスムーズに行われるかどうかというところが一番懸念するところと、もうひとつは、いくらいいからといって、この消化液をどんどん散布し続けると、作物や土壌に影響が出てくるのではないかという、そういう説もあるのですね。

それで今回、皆さんにお配りした添付資料といいますか、ふん尿バイオマス発電は環境循環できるかという、そういう新聞のコラムです。これらについても添付しました。要するに、炭素が少なくなるということで、牧草であるチモシーやオーチャード、このイネ科の牧草の根が通常の3分の1程度に短くなるという影響が出てきますという、そういうのがこのコラムにあるのですね。

これを書いたのが、北海道大学の農学研究院の佐々木草晴と書いてありますが、これは草晴ではないです。佐々木章晴というのですね。そういうことで、草ではなくて章です。文章の章です。そういうことで、私も確かめましたけれども、この方の文献をあちこち拾ってみたり、それから、北海道大学のほかの教授の見解も聞いたりということで、1人の説にとどまらず、消化液がどのようにうまく利用されればいいのかということで、いろいろな格好で文献をあさってみましたけれども、やはり今言うように、長く使うといろいろな問題が出てくるよというのが、具体的にいろいろな方面から言われているということです。ぜひこの点については、十分気をつけて消化液をやっていただきたいということです。

それで、この貯留槽の容量、パンフレットを見ましたけれども、これはどのぐらいの容量でしたか。確か二つありましたよね。それと、副産物とした消化液、これは聞くところによると、残っていて緊急に散布したいという話もうわさで出ているけれども、そこら辺の真意はどうですか。そこら辺はどうですか。伺います。

- 〇議長(根津公男君) 藤原産業観光課長。
- **○産業観光課長(藤原弘樹君)** まず、貯留槽の貯留容量ですけれども、2基ございます。2 万6,852立米の貯留容量がございまして、この部分が、要は冬期間に貯留する量を計算した中で造ったものでございます。春に向けて散布が開始されますけれども、言うなれば、初年度、令和元年度の散布量が実際のところ4,500トン程度でしたので、実質、その年、先ほど言いました量で言いますと、令和元年度の総処理量が約2万9,000トン近いので、その部分の借金という言い方ではないですけれども、その分の残っている部分が、後々尾を引いている状況にございます。

通常であれば、令和2年度で約2万5,500トン程度の処理で、2万9,000トンの散布ができていますので、その分で4,000トンの分ですので、令和2年度並みに散布できていれば、その年度内の処理能力に応じた散布ができますけれども、先ほど町長もその辺の話をしましたけれども、昨年度においては、雨の影響、天候の不順によりまして、思うような散布ができていないので、やはり2万2,000トン程度の散布しかできていない状況でございますので、やはりその部分で残量という部分が本年度に響いてきている状況にございまして、現状としましては、今年は本当に雪が多いのですけれども、なるべく早期から散布できるような形を考えていまして、今、融雪剤の散布等も、農家さんの理解をいただきながら、散布させていただきたいなということで、調整を図っているところでございます。

以上です。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- ○1番(山田秀人君) 要するに、一体幾ら残っているのですか。
- 〇議長(根津公男君) 藤原産業観光課長。
- 〇産業観光課長(藤原弘樹君) そうですね。

今現在、きちんとした数値ではないですけれども、要は2万6,000トンに近いぐらいの量が今ありますが、まだあふれるとか、そういった状況ではないですけれども、かなりそういった満杯ではないですけれども、そういった状況に近づいてきていますので、今は極力春に向けて散布を早急にできるような準備を進めてございます。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- ○1番(山田秀人君) この活用については、国のメタン発酵バイオ液肥等の利用促進として掲げてありますので、令和3年度予算概要決定18億9,000万円というのが、ここに載っかっております。散布機器や補助を用意して、メタン発酵バイオ液を実際に圃場に散布する事業などなどがここにありますから、こういうものも活用しながら、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいということであります。

それともうひとつは、これも河川放流は考えているのですか。

- 〇議長(根津公男君) 藤原産業観光課長。
- **○産業観光課長(藤原弘樹君)** すぐに河川放流とまでは、今、考えてございませんけれども、これもやはり先ほど言った放流基準というものがあるので、それをクリアしなければ、河川放流はできませんし、量が量だけに、そういった部分は考えてございません。

あと一つ、実は今、消化液から尿素を取り出す、要は製品名で言うとアドブルーという、トラックですとか、そういう機械に使う尿素が今非常に不足しているというような状況で、今、ある機関のほうで、消化液から尿素を取り出すようなことができそうな兆しがありますので、本来は、消化液は肥料として使っていただくのが本来の目的ですけれども、そういった部分でも、有償でそういった部分で引き取りたいというようなお話も来ていますので、そういった部

分も、まだこの先すぐなるかどうか分からないですけれども、そういった部分の可能性も今は 見極めながら、基本的には循環するのが一番いいのですけれども、山田議員がおっしゃるとお り、やはり過剰の散布というのは、非常に圃場にダメージを与えますので、作物が吸えるだけ の量をまきなさいというのが、化成肥料もこういった有機肥料も同じことですので、要は作物 が吸えない量をすると、やはりそれは余剰として残っていくというのが、ご飯に対して適量の おかずをあげなさいよというような、簡単に言えばそんなような、例えが正しいかどうかは分 かりませんけれども、そういうようなものですので、そういった部分も、今現状進めていると ころでございます。

以上です。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** それと、消化液ですけれども、これは多方面にいろいろなものに利用できるという方法はないのですか。例えば、コロナのワクチンに使えるとか、そういう突拍子もない発想からすばらしいビジネスが生まれるということもあるのですよ。

検討してください。

- 〇議長(根津公男君) 藤原産業観光課長。
- **○産業観光課長(藤原弘樹君)** いろいろな方策というか、いろいろな部分で、要はこの成分 自体はある程度出てきていますので、そこから、要は今不足しているものですとか、今言われ るように、ワクチンになるかどうかは、ちょっとなかなかあれを飲むのはいかがなものかなと 思うので、そういったものも含め、先ほど言った尿素とか、そういった可能性があるもの、変 な話、ビジネスですか、そういうベンチャー企業も結構今、出てきておりますので、そういっ た部分も検討していきたいなというふうに考えてございます。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- 〇1番(山田秀人君) 次に、ケア労働者の処遇改善事業について伺います。

政府は、2月から保育士などの賃金を収入の3%、月額9,000円程度引き上げる処遇改善事業 を進めていたところであります。

介護や保育等のこれらの賃金は、全産業平均と比べて月額9万円の差があるといった調査結果があります。これを踏まえて、本町での民間、そして、公的施設での処遇改善事業、この取組など、どのようになっているか、現状を報告していただきたいと思います。

伺うものであります。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- 〇町長(村井洋一君) 6番目でございます。

ケア労働者処遇改善事業についてお答えをいたします。

本町での民間、公的施設の改善事業の取組についてですが、まず保育所関係につきましては、令和4年1月14日づけで、国より令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金交付要綱の通知がございまして、この要綱に定める補助基準額を基に、民営、公営ともに、令和4年2月分から手当として支給し、処遇改善を図ってまいりたいと考えております。また、民間保育施設につきましては、処遇改善に係る国の制度が始まりました平成26年からこの制度を活用して、処遇改善を行っている状況であります。

次に、介護職員等につきましては、現在、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算を取得し、職員手当の支給により実施しているところでございます。ご質問に関連しますが、介護職員処遇改善支援補助金につきましては、令和4年2月から9月までが補助金の交付対象期間となっていることから、現在、交付申請手続きを進めているところでございます。

なお、介護職員等への支給額につきましては、標準的な例として、月額9,000円程度とされておりますが、支給額等はあくまでも事業所が算定する介護報酬額や職員数に応じて決定されることから、今後、交付申請手続きの過程で定めてまいります。また、これらの処遇改善につきましては、条例整備と予算措置が必要となりますので、議会会期中に追加提案をさせていただく予定でございます。

以上でございます。

#### 〇議長(根津公男君) 山田議員。

**○1番(山田秀人君)** この問題については、これが終わったら予算を編成するということで、議案説明をするということですので、深くはここで申し上げませんが、ただ実際は、政府は本気でやろうとしないのですね。この処遇改善については、今言った補助金でやるのが6か月しかない。あとは交付税算入でうやむやにしてしまう。そういうようなところでして、実際、介護職員、その他の職員の分断を図るという、そういうような差がつく。いつまでたっても、介護やこういう方の職員の処遇が改善されないのだと。

問題は公的施設の問題です。ここで言うと、賃金の値上げということですが、結局は、地方 公務員ですから、人勧のベースによって、なかなか上げられないという、ここに問題が出てき ます。これについても、大いにこれは処遇改善、本来であれば、自治体が率先してこの差を縮 めていくということが求められるのではないかと思います。

この件についてはここでとどめておいて、後ほど次のステージでお話をしたいと思います。 7番目に移ります。最後であります。

新規就農制度であります。

我が町でも新規就農者、こういう方がどんどん入ってきて、農業経営に携わっていただくと。 そして、人口減に少しでも歯止めをかけるという、そういう政策が取られております。

しかしながら、新規就農者が農業しようとする人が、購入しようとする土地及び農業施設、 機械等について契約不履行になってしまうと。そして、旧事業資産といいますか、実際に持っ ている人方は、転売が不能に至っているという、そういう状況があります。

新規就農制度の根本的に解決できない状況が存在しているのではないかというふうに感じられます。制度を創設した行政が、責任を持ってこれを解決すべきであるというふうに考えますが、ご所見を伺うものであります。

〇議長(根津公男君) 村井町長。

○町長(村井洋一君) 7番目、新規就農制度についてお答えいたします。

農業経営者の高齢化、担い手不足が進む豊浦町の農業施策を推進するため、新たに農業を営み、安定的な発展と活力ある農村社会の形成に参画しようとする者に対し、助成金、その他特別な支援を行うことにより、新規就農者等の育成を図ることを目的に、豊浦町新規就農者等招致育成条例を制定したところでございます。

町としましては、この条例に基づき、新規就農希望者、新規就農者、農業後継希望者、第三 者農業経営継承希望者及び第三者農業経営継承者に対して、各種助成や支援を行っているとこ ろでございます。

今回いただいたご質問につきましても、町として助成や支援やアドバイス等、協力できることは、これまでもさせていただいておりますが、個人間の内容によって、町が介入することが困難である内容である場合もありますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

〇議長(根津公男君) 山田議員。

○1番(山田秀人君) この質問は、具体的に話さないと分からないのですよ。

それで、個人のお名前とか、それは伏せます。

これは、実際に豊浦で新規就農に当たって3年で契約して、3年後に農地を売買できるという、そういう制度になっておりますが、それができなかったと。そして、今ある資産がどんどんどんどん減耗していくというような非常に困ったケースです。それで、新規就農として扱われた人が、結局は新規就農認定も取り消されてしまうという、そういう実態がありまして、非常に困っているという、そういうことであります。

つまり、これは勝手に個人同士が、農業経営の継承契約を締結したわけではないのですよ。 一つの事例として、豊浦町の新規就農、農業人口を増やす、いろいろな政策を展開していく中 での問題が出てきたということです。

これを何とか解決して、せっかく町がその制度を導入してやったわけですから、これは何と か民間同士のことになってしまうということもあるかもしれないけれども、これは手を尽くし て元に戻す。原型に復帰するということが必要だと、私は思います。

それで、時系列的に言いますよ。

2015年、平成27年に新規就農ということで、ある農家、Nさんという農家が研修開始したのです。そして、2016年に研修が終了して、7月に新規就農者の認定を受けた。そして、Nさんのところに農業経営の継承合意の契約を締結したと。そして、それで3年をめどに農地や住宅を売買するという、そういう契約があったのですよ。2016年、平成28年、そして、3年間経ったのです。そうすると、結局は売買の成約がならなかったのです。お金がないとかなんとかと確か言っていましたね。それで、いろいろと問題が起きたと。それで、2019年、令和元年にN氏と町が協議したと。そして、これで3年間の農地の貸借契約の期間も完了したということであります。そして、2019年、令和元年に新規就農者とした方が、結局は認定取消処分になったということで、それで、どんどんどんとん2年、3年が経ちました。令和3年にこのNさんは亡くなられたのですね。そして、その年、令和3年の6月にNさんの相続人が町長宛てに書簡を出したのです。何とか解決してくれと。それで、6月21日に町長名でNさんの相続人に書面で回答をしました。

つまり、最終的には、民間同士の問題として町が関与をしないという、そういうことを言ったわけですよ。しかしながら、町の新規就農者招致育成事業という、町の遂行する、推し進める事業なので、何とか町村会の法務支援室へ相談したということなのです。それで、町村会の法務支援室の回答は、見解は当たり障りのない回答をそのままして、Nさんの相続人へそのまま回答を添付しているということなのですよ。

全く無礼千万な話でして、これはこの回答が単なる事務連絡として、これを出しているのですね。これは私に相談があって、全部書類を私に預けてくれました。こんなにあるのですよ。 そして、この方が後ほど情報公開で請求した書面もあります。

そういうことで、町村会の法務支援室で相談したけれども、なかなか町としては動けないのだというようなことを書いているのですよ。しかしながら、豊浦町がこの育成事業を展開した中での一つの問題ケースなのです。ですから、これは最後まで面倒を見るといいますか、弁護士ときちんと相談して、町が相談して、それでどういうふうな解決方法があるかどうか、これをきちんとやらなければいけないと思いますよ。

これだと、弁護士とまだ相談したという返答がないし、形跡もなさそうです。ですから、こ このところは、どういうふうに今後考えるかということが問題なのですよ。分かるのですよ。 この今の限界はそうなのです。結局は、この制度は個人間の取引になってしまうのです。農業 委員会もタッチできなくなってしまう。町は単なる第三者、斡旋者にしか過ぎないのですね。 そういう中で困っているのです。この狭間で。これをやはり何とか考えなければいけない。法 律に詳しい弁護士さんにも、よく自治体としてどう解決するのか。駄目だったら国の制度を変 えなければいけないのですよ。人間がつくった制度ですから、そこまで考えなければいけない。 ぜひ完璧な改善策をつくって、対処していただきたいというふうに考えます。もう担当者の 手には負えなくなったでしょう。だから、弁護士さんと相談しなさい。どうですか町長、弁護士と相談させる。これが一番ですよ。関係機関、町村会の法務支援室では駄目ですよ。弁護士 のなりたての人ばかりしか、ここにいないですから。単なる法律をかじった人がここにいるだけですよ。

どうですか。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 令和2年6月に無料法律相談と相談したということで、あくまでもこれについては個人間の内容で、町が介入するべきではないという、そういう返事をいただいたということでございます。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** それは表上の話であって、実際は町が関与しているではないですか。 農地を斡旋したり、ここにもう農家を辞めるから、新しい農家をやる人が来てくださいと。来 た人があまりよくなかったのですよ。(「そうだそうだ」と言う人あり)

それで危なく担当者の人が暴力を受ける寸前まで行ったのですから、命を危なく失うことを したのですよ。町長、そこまであるのですよ。そしてまだ、そういう人がまだ豊浦に住んでい る。公営住宅に住んでいるのではないですか、違いますか。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** この件につきましては、再度確認させていただきたいというふうに思います。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **○1番**(山田秀人君) この問題は、本当にいろいろと制度の狭間といいますか、完璧な制度 設計したわけではないのですよ。そこにおける一つのマイナス点がここに表われてきたのです よ。大変悲しんでいる人です。ぜひこれは解決するように、町長、よろしくお願いします。制 度が悪かったら、道や国にも言ってください。私も協力しますよ。いつでも国会で質問するよ うにということもちゃんと考えていますから、ぜひやってください。

質問は、以上で終わります。

○議長(根津公男君) これで、山田議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程が全て終了いたしました。

昨日、口頭で告知したとおり、議案第3号から議案第14号並びに発議第1号までの13議案につきましては、議長を除く全員をもって構成する予算審査特別委員会が設置されましたので、明日3月10日午前10時より委員会室において、予算審査特別委員会を開催いたします。

よって、当日は、委員会条例第7条第2項の規定により、出席委員中の年長委員が臨時委員長として、予算審査特別委員会の委員長の互選の職務を行うことになります。

### ◎散会宣告

○議長(根津公男君) 本日は、これをもって散会といたします。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年3月9日

議長

署名議員

署名議員